

監獄雜誌

第五卷第四号

録 目

● 論説

● 監獄學談義(第四回)
● 作業施行法の種類に就て(未完)

(一頁)
小河滋次郎述
玉田生

● 雜錄

● スベンサー氏の監獄作論
● 意國カモラの事を記す
● 監獄設計に就て(本前)
● 看守の俸給増額に就て

(十三頁)
好壽山人
五三史

● 問答

● 上野囚工錢の費途に就て
● 看守再職期に就て

(二十二頁)
山陽旭水生
看守志願生

● 通信

● 敬拾件

(二十三頁)

● 譯語

● 流刑問題に關するストツクホルム會議錄

典獄

(二十五頁)
クロイネ氏編纂
浪々生譯

● 教誨

● 北海道集治監教誨師講習會錄事

(三十一頁)

● 雜報

● 寄書

(四十四頁)

● 寄書

● 圓田幸助君の不定刑期説に就て
● 關帝判決受刑者論罪の處分拘留中抗障期間を
● 普通に定むるもの、刑期の起算
● 囚人書籍看顧に就て
● 看守の勤務は隔日廿四時間さすへ
● 在監人に對する外來の信通指示方に就て
● 運食看守給助例中年金停止の場合に就て

(五十四頁)
縣雷生市川
下田直亮
有明生
愛藏生
天下放言生
平田嘉兵衛

法令明治新報

每月十日發行
定價一册金拾錢
六ヶ月前金四拾八錢
郵税一册貳錢宛

本書ハ法令時事ノ二篇ヨリ成リテ後日參考ト成ルモノハ日ヲ逐テ其大要ヲ記シテ總覽ニハ其目ヲ分テ行政裁判録ヲ以テス時事篇ハ分テ時事日誌時事本末ノ二項ニシテ後日參考ト成ルモノハ日ヲ逐テ其大要ヲ記シテ總覽ニハ其目ヲ分テ行政裁判録ヲ以テス時事篇ハ分テ時事日誌時事本末ノ二種事ノ十三類トシ類ニ從テ之ヲ詳録シ以テ實寫の備忘録ヲナス實ニ法令ノ發布時事ノ狀態一目了然タルモノナリ

發行所

東京々橋區銀座四丁目一番地
(電話番號) 千四百八十三

博聞社

●全部完成廣告

從四位勳三等嚴谷修君 校
從四位三等勳金井之恭君

書學會編撰

真行草大字典

全十二册
實價金壹圓八拾錢
郵税金二十四錢
但シ一册賣ハ金十六錢ト郵税金二錢ヲ要ス

凡ソ大書ノ内日常缺クベカラザルモノハ總行草ノ三體ニ在リ本書ハ首ニ楷書ヲ掲ケ次ニ行草ノ各體ヲ知シ各其出所ヲ註ス然シテ寫真ヲ以テ之ヲ總撮シタレハ毫モ字體ヲ失セズ又初學ニ便ズル爲メ四聲普訓ヲ施ス故ニ字體ニ於テ此一部ヲ有スレハ他書ヲ要セザルベシ今般兩社ニテ讓交ケ全部ヲ完成シ更ニ前記ノ低價ヲ以テ發賣ス

發賣元

東京市京橋區
川町十三番地
坐四丁目一番地

共益商社書店
博聞社

監獄雜誌第五卷第四號

論 說

●監獄學講義 (第四回)

小河 滋 次 郎 述

千八百七十八年乃至八十四年に至る七年間の監獄費を以て之を千八百七十年乃至七十七年に至る七ヶ年間(即ち法律發布前の)の監獄費に比較するに新築改築等少からざる臨時費の支出を要したるにも拘はらず尙は凡そ一千萬「マルク」餘の節減を見るに至り尙は又犯罪遞減の實況は千八百七十八年に於ける二萬四千四百四十二人の在監人員は千八百八十七年に至つて實に一年間總計一萬四千九百六十六人に減少するに至れり(人口凡そ四百五十萬餘の増殖を見るに至りたるにも拘はらず)之を要するに英國に於ける獄制改良の結果今日に於ては殆んど全國を通じて分房制の監獄にあらざるはなく獨り之れに據て自由刑を執行するのみならず刑事被告人の如きも亦た凡べて分房組織に於て之を拘禁管束するの實況なり

〔佛國〕「ゴード、メナル」拿破烈恩 刑法は實に近代に於ける歐洲各國の刑法の上に強大なる勢力を及ぼしたると同時に獄制一般の沿革史上に佛國をして關係を有せしむること亦た少小にあらざ殊に佛國に於ては近代に至り著名なる獄制改良家の輩出するもの前後踵を接し

フロヒフアークリート、ピエモン、トキユール、モリ、フユーク、リット、フルカリス、ハレン、ガル、ボン、ザ、ル、ド、マルサン、ユ、ド、ソ、ン、プ、ル、チ、ス、ボ、ルト、等、其他ノ諸氏、獄制改良の必要及び其方法に就き熱心且つ適實に論議する所あるを以て獄制も

亦た一般に其惠に頼つて改良の進歩を促すに至りたることは決して争ふべからざるの事實なり然るに俚諺に所謂「燈臺、基下を照さず」若くは「染匠、白袴を穿つ」の類にして佛國其自身の獄制は反つて割合に改良を加ふること甚だ少く他の各國の獄制に比すれば寧ろ常に劣等の地位にあるを免れざりしものゝ如し而して其此に至りし所以のものは實に「ナポレオン」第一世及び第三世の帝政、與つて最も力ありと謂はざるを得ず先きには則ち第一世帝の爲めに僅かに發生したる監獄改良の萌芽を摘除せられ後ちには則ち第三世帝の爲めに漸くに復興生育したる枝葉を荷截せられ萎微退縮、終に容易に根治すべからざる宿弊を貽して以て今日に至れり當初第一世帝が監獄（禁錮、囚及刑事被告人を拘禁するものに限る）の費用を以て之を國庫より地方費の負擔に移したること（千八百十一年）是れ監獄改良第一着の蹉躑なり其結果は則ち行刑の紊亂犯罪の繁殖に終はり終に千八百三十年の革命を経て社會をして監獄改良の必要を絶叫するに至らしめ研究調査の末（ピコ—モン及トキュービルノ二氏ヲ米國に派遣し「ペンシルヴァニア」及「アウブールン」制の利害を調査せしむ）千八百三十四年を以て始めて獄制改良法案を議會に提出し幸に下院の可決を経て千八百四十七年殆んど唯た儀式的に上院の議事日程に上り將さに疑ひもなく其通過を見るに及はんとして此に復た不幸にも千八百四十八年の革命に遭遇し第三帝政の成ると共に終に此新法案も畫餅に歸し獄制は即ち一に第一帝政の舊に復し時の内務大臣をして分房制禁止の訓令（千八百五十三年）を發せしむるに至り折角新築したる分房制監獄も無益にまた雜居制に據つて其規模を變更するの止むべからざるに至らしめたり、斯る逆行的の制度は争てか永く其運命を保ち得へき再び復た時勢の必要は獄制の改良を促進し終

に千八百七十五年の法律ヲシテ此法律ハ即チ該取調委員ノ調査ニ成リタルモノニ係ルヲ以テ刑事被告人及刑期一年以下の禁錮囚は凡て之を分房制監獄に於て拘禁執行すべきことを確定し尙ほ本法實施に要する費用は其幾分を國庫より補助すべきことを令達せり然るに此種の監獄の費用はナポレオン第一帝政以來地方經濟の支辨する所たりしを以てたゞ幾分の國庫補助あるにも拘はらず多くは皆其負擔の過重を恐れて容易に改築工事の實施に着手せず該法律發布後十二年の長星霜を経るも全國三百八十二ヶ所の監獄に在て其實行を見るに至らしめたるものは僅々十有四個所の小數に過ぎず法律は即ち大体に於て殆んど徒法に終了せりと謂ふも可なり若し夫れ佛國獄制の現況に就て之を約言せば地方監獄は不十分ながらも法律上分房制を適用せざるべからざるの規定存し中央監獄は全然雜居制に據つて之を管理し其實況恰かも職工場たるか如き觀を呈す流刑は即ち獨り有識者の熱心なる攻撃あるのみならず輿論も亦た大に之れに反對を表するにも拘はらず未だ以て之を全廢するに至らず心ある者をして空しく多額の國費を擲つて徒らに犯罪の増殖を求むるに汲々たるの愚を嗤笑せしむ佛國獄制の實況未だ以て一の見るに足るべきものあらざるあり

「伊太利」新造の王國、監獄改良の前途今尙は悠遠たり然れども遠ふく前きに既に法王クレ—メンヌ第九世の始めて改良の端緒を開くあり中ころベツカリヤ有名ナル出で大に之れが必要を唱ふるあり刑獄の局面、殆んど此に一變を告げ千八百三十四年以後に在つてはアレキサンドリヤ、ラチ—グリア、パラソツア、トスカナ等到的所、分房若くは折衷制新監獄の創設を見るもの少からず爾來、改良の歩武に駸々として曾て休

止することなく近代に至りザツサリー、トールソン、メルギーア、マイランド、ローム等各地方の監獄は新たに分房制施行に適するの大建築を斷行し着々文明新主義の應用に維れ日も足らざるもの、如く殊に其獄務監督の組織及び司獄官吏養成の方法に就ては大に以て模範となすに足るべきものあるを見る彼のロンホルツ刑事人類學の創見者を出だすもの亦た伊國なり、後進國として決して輕侮すべきにあらざらん

〔白耳義〕 白耳義は既に十八世紀の初業に於て獨り他の與國に挺んで、獄制改良の端を啓らさしも後ち壞國の治下に頓挫を受け再び佛國に隸屬して殆んど全く中絶し獨立王國の創建成つてより以來忽然として復た改良の氣運煥發し終に以て獄制の完備を告ぐる今日あるを致せり是れより先き白耳義に於ては「アウプレン」制を實行して（ゲントに於て）其利害を討査せしがドクメチウ、キユーテリー其他有力なる學者、政治家、法律家等諸士の意見に據り「アウプレン」制の到底、分房の利に如かざるを認識し終に千八百三十五年に於て分房例監獄をゲント及びフィルフルアに新築し着々改良の好成績を顯表するに至れり、而して其此に至る敢て一の法律規則の之を餘儀なくせしものあるにあらざらん議會は常に好意を以て政府提出の監獄改築豫算を歡迎しトングレス、ブリユツセル等を始めとして其他全國二十餘個所の監獄をば相次いで盡く分房制に改築し之れに向つて實に千七百有餘萬圓の巨額を支出せり斯て改築工事の翌竣工を告ぐるを俟つて此に始めて（千八百七十年）分房制施行の法律を發表し爾來益々之れが厲行に汲々たり斯くの如く始めて其効を全ふす之を彼の徒らに法制の表面を裝飾し一も其實行を見る所なくして止む者に比し其相違處する所累して如何やや酒々たる天下皆な彼の徒法死文の美に誇る者ありざるはなし白耳義の如きは實に万語千言の紅點白耳義の獄制上に於て其稍々他國の例に異なる所ものは全國の監獄を以て盡く之を司法大臣監督權の下に隸屬せしむること即ち是れなり國法上の學理に吻合せざるの議あるを免かれずと雖ども之れが爲め敢て統一の害なく且つ當局、常に其人を得、執法亦た渾べて其宜しきに適するを以て獄制進歩の上に於ては要するに毫も損益する所あらざるもの、如し

〔和蘭〕 滔々たる監獄界、盡く是れ慘怛たる暗雲暈雨に包容せらるゝものにあらざるはなきの時代に當り屹然として獨り道義的法理的適實の獄制を施行したるものを和蘭となす監獄改良の警鐘は吾人實に和蘭に於て始めて之を聞くことを得たり彼の改良家の泰斗ジョン、ホワルド氏をして熱血を灑がしめたる所の千言萬句も詮じ來れば和蘭當時の獄制こそ實に之れが答藁たり指南車たりしなり斯の改良事業が惠を和蘭に蒙むるもの決して少小にあらざるなり

和蘭も亦た佛國政治の下に一旦は改良事業の進行を中絶せしが拿破侖の稱業及佛國刑典（コード、ペナリ）が如何に其影響を監獄改良事業の上に及ぼしを知るべし後ち幾何もなく再び（千八百三十三年）獨立の國基を復興するに至りたるより以來此に全く佛國刑典の羈絆を脱し再び固有の行刑法を復活し終に議會をして千八百三十三年に於て社會は罪囚を矯正感化するの義務を有すとの旨義を宣明するに至り尙ほ議員スリンガルを始めとして其他熱心有力なる學者政治家等諸氏の盡力に依り社會官民を擧つて斯の事業に傾注し結局其れをして分房制に據つて全然行刑組織を革新せざるべからざるの理想を認識せしむるに至れり一方よはまた適實なる行刑法を（法律を以て）確立するにあらざれば到底完全なる刑法を制定し得べきにあらざらん有名なる法學者テラクス等此の理想に基づき法曹社會に於ても亦た銳意、行刑の理法を研究し着々相俟つて一層改良事業の進行を助成せり和蘭

現行刑法は即ち千八百八十一年の制定に係り後千八百八十四年監獄則(法律)即ち行刑法を發表し制定以來六年を経て千八百八十六年に於て始て之を實行せり刑法草案の脱稿以來之れが制定を見る斯く法理に基づき實用に稽へ研究に研究を積み注意を加へたることなるが故に形影相伴ふの關係を有すべき刑法と刑行と能く渾融貫通して兩々相戻らざること和蘭今日の實際に於けるが如きは未だ曾て一も他に其類を見ざるなり

和蘭も亦た白耳義と同じく凡べて監獄を以て司法大臣の所轄に屬し監獄毎に監督委員 (colleges van regenten) を置き委員は王命に依て之れに任じ典獄は委員の指揮監督の下に獄務を統轄す監獄は分つて禁錮監檢束監及び警察監の三種とし禁錮監は多くは既に分房制に據つて組織するも他の二監は尙ほ未だ之を執行するに至らず

〔獨逸〕獨逸は近く千八百四十年の頃に至る迄は尙ほ概して無制限なる離居制を以て大小の監獄に適用し秩序整はず紀律立たず其實況往々にして十七世紀時代の慘を回想せしむるに足る者あり、尤も二三有識の士が夙に獄制改良の必要を認識し或は言論を以て或は著述に依り銳意熱心して切々大に此に力を盡す所ありしと雖も之れに對して政府及監獄當局者は堅く其眼を閉ち耳を掩ふて昏然として視るなく默然として聽く所なきものゝ如し然るに爾來種々の事情よりして犯罪殊に再犯件數の暴殖を顯出し社會は益々其危害の程度を昂騰するの傾嚮あり而して世人をして漸く之れが主因の監獄制不整備にあることを認識せしむるに至りたるを以て從て獄制改良論も亦た俄然として是れより朝野に噴々たるを見るに至れり鄙諺に曰く言多きは品寡しと彼の徒らに噴々たるものは分房折衷階級等諸制の利害に關する空論にして其結果は反て當局者をして彼此採擇の間に迷惑し常に違々として之れか實行に躊躇するに至らしめ終に一も顯著なる成績の見るべきものなくして屢々革命政變の時代に遭遇し僅かに一步を進めて忽ち數歩を退き一時は非常に退歩して殆んど慘刻なるカル第五世の刑法をば逆行せんとするまでに至れり

監獄管轄所在の統一を乞ふ且つ其組織の宜しきを得ざりしこと亦た實に獨逸(普國)に於ける監獄改良の進歩を阻害せし所の一大原因なり、即ち始めは一部(懲役監)を警察官に隸し一部(未決監)を裁判官に屬せしめ後ち一旦内務大臣の統括に移し(千八百十年)撞突の結果再び復た内務司法兩大臣の所管に分轄し相因襲して以て終に容易に根治すべからざる痼疾を今日に貽すに至れり分轄の獄制改良に不可なるは往々に既に(今世紀の初業に於てフラン、アルニーム(當時の司法大臣にして獨逸に於ける監獄改良家の卒先者)之を痛論しミューレル(千八百三十四年の交に於ける司法大臣)亦た後ちに之を祖述し且つ何れにもせよ結局統一を得れば則ち足れり敢て深く其所屬を撰ぶの必要なしと雖ども何れかと言へば監獄は内務大臣の所轄に屬せしむるを適當なりと信すとの意見を開陳し加之千八百四十五年に於て凡へての監獄を以て盡く之を司法大臣の管轄に專屬せしむへしとの勅令の發布を見るまでに至りしか終に四十八年の國變の爲めに之れか實行を見る能はず爾後千八百六十五年の議會に於ても亦た内務司法何れが其一に統括せしむへしとの意見を議決したるにも拘はらず荏苒尙ほ今日に及ふも未だ此觀易すきの弊源を杜絶するに至らず監獄改良の前途空しく識者をして常に痛嘆に堪へざらしむ

獨逸に於て始めて獄制の改良を實行するに至りたるはフリードリッヒ、ウヰルヘルム第四世の時代にして王は實に親しく自らペンントンヴェイル監獄の視察を遂げ之か爲めに終に自國にも亦た分房制を採用するの必要を確認し其結果モアビート(千八百四十四年)、ミユンステル(千八百五十年)、プレスラウ(千八百四十四年)、ラチホ(千八百五十五年)等の各所に分房制監獄を新築したとひ其實際に於ては大に王の意志に相反するものありしと雖ども兎に角之れに據つて大に改良の氣焰を盛んならしむるに至りたるは争へからざるの事實にして爾來ドクトル、ユーリウエヌ及びウアレントラツプ、ミツテルマイエル、チルチル、ヤーゲマン、テールカンブ、ホルツエンドルフ、ベルチル、エメルチー、レーデル、シワルツエ、ワールベルヒ、ウヰツヘルン等有名なる學者及實際家輩出し一面には理論的に大に行刑の基礎を固め一面には實務的に若々管理組織の改良を計り多少張弛興敗の沿革を経て以て今日に到り先づ現今に於ては少くも内務省の所轄に屬する所の監獄はモアビートを始めとして着々分房制施行の境域を擴張し能く紀律を勵行し善く遇因の旨義を貫徹し既に二三の監獄は全世界に對して模範監獄たるの聲價を占むるまでの域に到達せり司法省に屬するの監獄は概して其改良進歩の非常に遅々たるを免れざるもの、如く是れ獨り司法部内に於ける當局者の一般に監獄事業に冷淡なる否勢ひ冷淡ならざるへからざるの事情司法の本務既に多忙なり此多忙の自ら以て如何なる一層劇化なる職務操縦の難局に當るべきを得へけんや冷淡に趨きの止むを得ざる所以なりあるのみならず漫然深く其利害を研究するべきもなく分房制に對して感情的に趨きの先制せられたるか爲めに反對の意見を懷抱するもの多かりしを以てなり尤も司法部内にあつても近時は分房制の必要を認むる考漸く多し且つ既に近數年前柏林市内に創設したる未決監の如きへ完全なる分房制組織に因つて之を建造せり

(未完)

●作業施行法の種類に就て

玉 里 生

監獄に於ける作業施行の方法は之を別つて受負業混同業及び官司業の三種となす今左に各種の方法に就て説述する所あるへし

〔第一〕受負業 受負業とは一人をして受負はしむる所の方法を指して之を稱す受負業は其施行の方法に關し更らに尙ほ三様に之を類別するを得へし〔甲〕受負法の最も無法簡畧なるものにして囚人を擧げて一人に放任し國家は之れに對し唯た監督權を有するに止まり一人即ち受負人は一面囚人を使役するの全權を有すると共に一面官吏の俸給を始め囚人衣食住に關する一切の費用を負擔するもの即ち是れなり此種の方法は曾て北米合衆諸國に於て實行したる所にして或は豫め一囚若干の割合を定めて國庫より補助費を支出したるものあり或は反て一囚若干の割合を以て受負人より使役賃を國庫に納入せしめたるものあり或は全然受負人の經理に一任し國家は毫も之れか損益に干預せざりしものある等の區別ありと雖ども要するに其實況殆んど彼の醜惡なる人身賣買と異なるなく監獄は一も以て行刑場として之を見るに由なく寧ろ奴隸の市場として之を評するの適當なるを信す〔乙〕俸給建築等の費用は國家に於て之を負擔するも囚人衣食に關するの費用は總て受負人をして之を支辨せしめ之か代價として囚人使役の全權を一任するもの則ち是れなり佛國及北米合衆諸國に於て専ら此方法を採用するもの、如し尤も此方法を以てする場合に於ては作業の種類其他囚人使役上に關する諸般の事項に就き監督と受負人との間に一定の契約を以て締結し敢て甚しく行刑の體面を傷くるか如きの外觀なしと雖ども尙ほ其實際に就て之を見れば前者〔甲〕と相距る寧ろ五

十歩百歩の間にありと謂ふを得へく結局監獄を以て奴隸市場となすにあらざれば終に普通職工場たるに至らしむるの結果あるを免かれず行刑如何の如きは殆んど此に想ひ到ること能はざるなり〔丙〕受負業中最も進歩したる所の方法にして前二者とは全く其組織を同ふせず即ち治獄上に關する諸般の事項は總へて國家全權の管理に屬し獨り一定の業種に就き嚴密なる契約を以て一私人をして四人の作業を受負はしむるもの則ち是れなり此種の方法に據れば通例受負人に於て素品器具等を供給するは勿論作業に關する凡へての費用例へは授業手の撰定(但監署の認可を要す)及び之れか俸給等の如きも亦た受負人の負擔たるものとす普國各監獄に於て之を用ふるもの最も多く我國の如きも亦た過半は此方法に據れるの實況なり今之れか利害を論するに當つて先づ其施行の方法に就て注意を要すへき二三の條項を開説すへし

一、多數の囚人を擧げて之を一受負者に受負はしめざることを要す一人の受負者をして多數の囚人を受負はしむるの結果は獨り成るへく多種の作業を具備すへしとの要件を充たす能はざるのみならず民業妨害の弊を見ること亦た一層大なるものあるを免かれず

二、受負人たらしむへき所の者は小會社又は大職工等にして能く親く自ら作業を指導し且つ之を督勵し得る者なるを要す

三、一監獄に於て同一作業をは數名の受負人をして之を受負はしむるか如きことあるへからず然らざれば則ち嫉忌的競争の結果動もすれば輒ち行刑の規律を紊り言ふへからざる諸般醜惡の弊害を惹起すに至るを免かれされはなり

四、信用すへき受負人を得て適當なる作業を設け且つ成るへく多額の賃銀を收入せんとならば廣告入札の方法に依るを最も得策とす尤も受負人は先づ十分に其身元品行等を精檢し又作業は其種類の果して行刑の目的に適するや否やを吟味するを要す多額の賃銀を收むる所のもの(例へば採炭業其他の外役の如し)必ずしも撰に入るへきものに非らず之れに反し賃銀は稍々低廉なるも監獄の作業として最も適切と認めたるものは低廉なるの故を以て一概に之を否拒せざることを要す多額の賃銀を以て適切の作業を申込む所の者亦た必らしも撰拔すへき受負人たる能はず身元確實にして名望あり且つ信譽ある所の者はたとひ其收めんを欲する所の賃は比較的幾分か低廉なるも獨り低廉なりと云ふのみの點を以て直ちに之を落選に歸せしむるか如きことある可らず

五、賃銀は成るへく一個當りに之を算出する方法なるを要し且つ其價格は成るへく普通勞働社會の賃銀に平衡せしむること必要なり施行細則第五十一條に曰く

各種の工錢は其地普通の傭工錢に照らし各自の技能と就役時間とに應じて一日若干と定むへし
と蓋し又此旨趣たるに外ならず或は曰く約ネ三分一低下を以て準とすへしと何る必すしも三分の一の低下を必要とせんや成るへく普通傭工錢と同一の價格たらしむるの注意あるを要す

六、受負に關する事項に就ては監署と受負人との間に公正嚴實なる受負契約を締結することを要す但し契約の事項は獨り監署に厚くして受負人に薄く監獄の有する所は唯た權利に止まり受負人は獨り義務のみを負ふと云ふか如き偏頗の規定なるへからず契約は飽くまで兩々權利義務の相對等なるを要す契約上獨り受

負人を不利益なるの地位に置くの結果は反て受負人をして不正を營むの利便を與へしむるに至るを免かれず我國今日の各監獄に於て實行する所を見るに此過失に陥らざるもの殆んど稀れなり一見甚だ監獄の利益なるか如くなりと雖ども實際其裏面に贖伏する弊失の甚大なるものあるを鑑みずんばあるへからず

七、契約の年限は短きに過くへからず然れども亦た餘り長きに失するを不可とす蓋し年限餘りに短きに過くるときは畜たに屢々業種を變換せざるを得ざるの弊あるのみならず受負人も亦た十分に希望を屬し計畫を凝らして之れに従事すること能はざるに至らしむへく又之れに反し餘り長きに失するときは獨り受負人をして安心して營利に汲々たらしむるに至るの恐れあるのみならず知らず識らず監署との間に親昵の關係を生し終に嚴正なる監督を施行する能はざるの結果を馴致するを免かれず契約の年限は凡ろ三ヶ年を以て限度とし事宜に依り一個年迄の延期を許可するに止むるを可とすへし斯くの如くなれば則ち兩者の便益を害せずして適當に作業を施行することを得へし

八、四人の撰擇は監署の全權に屬せしむることを要す尤も精神及び身体の就業に適せざる所の者は受負人をして之を拒絶するの權利ありしむへし

九、受負人の代理者補助員若くは授業手たる所の者は方正誠實且つ熟練なる者を選んで之れに任し尙ほ監署の認可を受けしむることを要す若し不都合の行爲あるときは何時にても直ちに解任せしむへしとの條件を以て之れに付すへし

十、受負人は常に善良なる素品完全なる器械を供給し且つ素品不足の爲めに四人を休役せしむるか如きこと

- とみならずしむへしとの條件を豫約せしむるを要す
- 十一、科程は監署に於て之を定むへしと雖ども一應受負人の意見を聴くことを要す
- 十二、監署は就役を督勵し且つ四人をして素品器械類を鄭重に取扱はしめ尙ほ相當の工場を貸付し空氣光線等すへて就業上必要の便宜は成るへく多く之を與ふへしとの義務を負担すへし
- 十三、製造品は務めて之を工場若くは監獄構内に積重せしめざることを要す
- 十四、受負人をして上來説述する所の要件を確保せしむるか爲めに保證金として相當の現金又は有價券を差入しむることを要す

(未完)

雜 錄

● スペンサー氏の監獄作業論

有名なるスペンサー氏の監獄作業を論ずるの一節に曰く

監獄に作業を設け囚徒をして之れに就役せしむることは囚徒を改悛せしむるに於て其効力少からざるなり故に苟くも完全なる獄則を設けんとするに於ては之を以て缺くへからざるの要事とす今其所

以を説かんに人既に社會を爲せは各自の勞力に頼りて衣食を求むることの必要なるは各々其感覺する所にして此の事たるや概して人を刺撃して知らず識らず勞働せしむるに足るへしと雖も放侈にして怠慢なる徒に至ては然らざることあるへし是を以て此の如きの徒は自ら勤勞するを欲せざるも尙は衣食を要するを以て不正の道に依て之を求むるは自然の勢にして是れ犯罪人の多くは遊手徒食の徒より出づる所以なり故に懶惰は即ち犯罪の原因なれば之を治するの法は即ち犯罪を絶つるの法なりと謂ふも敢て不可なかるへし然らば懶惰を治むる

こと如何んして可らなにか他なし役に就かしめて
 勞働するの習慣を得せしむるに外ならず而して其
 法の重要たるや社會に損害を與へたる惡徒を改良
 して再ひ善人たらしむるを主として若し故らに服
 役せざる者あるときは凍餓死するも衣食を與へざ
 るにあるのみ蓋し此の法たる道義の許す所にして
 余の之を有益なりとする所以を説かんに前既に説
 く如く在監の囚徒をして役に就かしめて能く勞働
 するあれば衣食を得るの望あらしめ怠惰に流るれ
 ば飢渴に迫るの恐れおらしむるは道義に適する所
 にして此法を用ふれば罪人の勞働するは自然の勢
 にして其勞働するの念は衷心より發すへし故に此
 くの如くにして勤勞に慣れしむることは即ち衣食
 を他人に仰かざるの習慣を得せしむるに他ならず
 是を以て惡徒をして良民たらしむるに於て其効力
 の大なるは余の確信する所なり抑も衷情より勤勞
 の念を發せしむるを主とせずして徒に束縛して就
 役せしむるか如きは束縛せられたるか爲めに其間
 已むことなく就役するのみ決して衷情より就役す
 るの念を發したるにあらす故に再び出獄の日に當
 りては束縛せらるゝ所なきに由り再び怠惰人たる

ルホン家の同地に君臨するの時法紀地に墮ち政綱廢
 弛して復た收拾すへかざるとありしかモラは畢章此
 闇黑世界に生出したる野蠻未開時代の遺物たるに外
 ならず當時の事を記する者を見るに停車場又は碇繋
 場の荷物を卸載する所富鐵の札賣場、酒舖の帳場、市
 場等要するに苟も金錢を授受するの場所ならんには
 何れの所としてカモラを見ざるはなく殊に賭博にお
 りては如何なる場所あるをも問はず必ずカモラの來
 訪を受けて一定の租税を拂はざるへからざりしなり
 ガモラの要求は總へて所得の一分なり但し小營業者
 にして一定の月額を支出するものもあり乗合馬車の
 馱者、魚類行商等の如きは是れなりカモラの最大財源
 は吾人も想像し得るか如く所謂弱き商賣と賭博とな
 り是は何國に於ても大抵其趣を同くするか如し然る
 に我國の博徒と意國のカモラとの間に一大懸隔ある
 は我國にては強奪するのみにて何等の報償とても與
 ふるとなきに反しかモラは必ず自己の生命を犠牲と
 してなりとも出金者を保護し以て報償の義務を盡す
 なり又カモラハ人の依頼に應じ仲裁の勞を取るとお
 り其決定は時として大岡流の中を面白きものありと
 か云へり故に下等社會の者に限らず随分地位ある人

に至るへし云々

●意國カモラの事を記す 好奇生

曾て聞く俠氣を帶する博徒社會には一種の禮あり義
 あり弱を扶け強を挫き長を尊み約を重んずる等の美
 風あり其紀律と云ひ秩序と云ひ極めて儼然たるもの
 なりと固より多くは無智無頼の徒を以て結成する團
 体のとなれば大体法を無みし俗を亂り良民を苦め惡
 漢を庇ふか如き安寧を妨げ風教を害するの弊擧て數
 ふへからずと雖時と場合とに由りては随分人心の腐
 敗を防ぐの一裨補たらずんばあらざるべし頃日偶々
 外國の一雜誌に意國奈保利市のカモラに關する記事
 あるを讀み其較々我國の博徒俠客に類する所あるを
 以て之を抄譯して餘白を填むと云爾
 カモラと云へば歐洲各國語にて通用せざるはなし其
 意味は世間の有力者聯結して私利を計り衆人の膏血
 を絞取り取るの暴擧を謂ふなり我國に於て二三富商の
 米穀を買ひ占め一般人民の困苦を顧みざるか如きは
 其一適例ならんか
 然れども眞のカモラなるものは那保利市特有の一種
 不可思議なる秘密團體なり其起源を尋ねるに往昔ア
 にもカモラの保護を乞ふとあり然るときはカモラ
 の俠氣を出して己の身に換へてまでも引受くると常
 なりと云へり

今カモラ組織の一斑を記せんに従前は市の毎區に區
 長ども稱すへきものあり該區の團員中より最強最剛
 のものを選出して之となせり然るに今は大に其數を
 減せり此區長たる者は別に成文の規約等に檢束せら
 るゝとあらざれば威望の大小權勢の強弱一に其人に
 あり尤重事は區會を開きて會議の上決定するものと
 せり會議に列することを得るは一同の團員にして彼
 此の差別なし尙區會の上は大會議あり現今は三あり
 て全市を三分し各一分ツ、管轄す大會議にては團員
 の罪科等を議定するなり團員の外に見習員あり團員
 とならんことを希望する者は先つ見習員の爲めに一
 命を捧げて役を執り自ら得る所の利益は一切之を主
 人に納付し僅に一片の麪包を與へらるゝも之を恩惠
 として鳴謝せざるへからず其期限は時として數年の
 永きに涉るともあり只管團體の爲めに忠義を盡し死
 を視ること歸るか如く如何なる難題にても命せらる
 へ上は遲疑するとなく決行せざるへからず其中命を
 受けて人を殺し又は圍敵たる者の顔面に劍を付くる

ときは始めて試験に及第して見習員の列に入るとを得るなり此の顔面の創傷とは小刀を以て十字形に敵の顔面を傷け其人の容貌の變化するを要するなり尙近時迄是の如き十字形の創痕ある者頗る多かりしと云へり若し實際斯かる機會あらざれば抽籤を以て敵手を定め見習員の一人と決闘して試験を了はるともあり此決闘は形式を充たすのみにて別段危険あるにはあらざるなり

見習員の團員に進むは中々容易なる業にあらす見習中は無報酬にて團員の使役に應じ全く奴隷の如き有様を甘受せざるべからず團員は随分無理なる事を命ぜざるにあらす然とも見習員は毫も異議を容るゝとを得ず唯々諸々其命を服膺せざるべからざるなり殊に見習員の爲めに榮譽とするは團員の罪を犯したる場合には代りて刑を受くることよして十年十五年の徒刑は物かは往々死刑にも就きたる例證あり是等の場合には速に團員に昇進するを得るなり又團體の爲めに殊功を建つるも昇進の一門戸たり然れども何時迄も時運に際會せざる者もあり是等の徒の爲めには別に方法あり即團員の一人と決闘して之に勝つとを得れば是れ亦昇進の資格となるなり尤漫に決闘を挑

某考證家は言へる位にてカモラ盛時の中心は主として監獄内にありろれより漸次外界にも波及せるものなりカモラ團員の如き幽闇にして臭氣紛々たる監房を畏怖せざる者の爲めには自由刑の效力果して如何にや大に疑ふへし其故は何れの監獄に於ても他の監獄及外界の同夥と頻繁なる交通あればなり

凡そ新入囚雜居監房に投せらるゝときは聖母の燈明(習慣によりかく名けられたり)を仕拂はざるべからず若し空拳にて入監する者あれば如何かして完納するを得るまでは其殘刻極まる虐待を被るを看守に於ても防制し能はざりしなり皆に新入金を強奪せらるゝのみならず夜となく晝となくカモラの監視を受け何等の細事たりともカモラの許可を経ざれば一も擧措するを得ず其在監中は所得金銭の十分一を終始徴收せられたり然にカモラは中々此れはかりの直接徴收のみにては満足せず種々の手段を講じて間接に膏血を絞り取りカモラは同囚に酒と葷とを賣與し富有者には官より一四毎に貸與せらるゝ蒲團を質貸し貧者を壓制して床板上に寝ねしめたりカモラは同囚を強迫して賭博を行はしめ而して之に税を課せり又新規の被服並に日々給與の食糧の半量を廉價

ひとを得へきにあらす團體に於て若手の團員を必要とするとき特に命じて爲さしむるなり此決闘は頗る危険なる結果に終はるとあり結局死生を賭しての業なりと謂はざるべからず決闘の場所は秘密にして負傷者は無造作に街上にかつき行きて放置し行人の認めて病院に送致するに儘かすなり時によりては豫め人に旨を含めて警察に報知する等の世話を爲さしむるともなきにあらす而して決闘の勝者見習員なるときは直に團員たるの准許を與ふ其際の儀式は中々莊重なるものなり要は十字架又は二個の小刀を十字形に交叉して就て團體に向て死生の誓約を爲さしむるなり是に至れば一個獨立の團員となり總ての權利を享有することとあるなりカモラ團員の如何なる名譽と勢力とを有するやは實に外國人の想像し能はざる所なり其下民の爲めに尊崇せられ且重寶視せらるゝは頗る驚くに堪えたり先年意國一統の際には警察に於ても熱心にカモラの撲滅に盡力したりしと雖遂に其效を見ずして斷念するに至り爾後は成るべく相關せざるの模様なりと云

尋て監獄に於てカモラの状況如何なる者なるやを畧叙せんに原來カモラの生立は懲役場にありしかしとに買取り以て賭博の資本に事を缺かしめざりしをり殊に驚くべきはカモラ團員の兇器を所持せる一事にして同囚に之を付與若くは禁止するの暴威を振へり而して幾百回沒收するも忽にして再ひいつこともなく入手せりカモラ團員は監獄内に於ても兇器を製造せり其大膽なるや釘、鏈鎖等を竊取包藏して夜間熔解し二個の石片の間に於て一を鉛とし一を鎊として鍛鍊せり其兇器の中には二三尺に及ぶものもあり壁間又は器什例之木匙の柄を削りて其中に包藏せり看守の注意如何に嚴密なるも遂に悉皆發見するに能はざりしなり唯時々探偵して獲る所あるに過ぎざりしなり包藏兇器の夥多なりしとは千八百四十八年死刑に處せられ尋て徒刑に減輕せられたる愛國者ルイギ一、セテムブリーニ氏の談に徴して知るを得へし一日某將校一大隊の兵を引きてサントーステファノ監獄に來り衆囚に告げしめて曰く囚人は悉皆の兇器を三時間以内の庭上に投すべし若し尙一個たりとも包藏する者あらんには忽ち銃殺すべし是に於てか三時間間斷なく各種の刀劔宛も雨の如く降下し大數一千餘個を拾集せり然るに兵隊の去るや倏焉魔術を使ふか如くに何處よりか出現し來りて兇器の數毫も

放免者ノ中		初テノ 重テ處刑者	初テノ 再犯者	重テノ 再犯者	計
放免者	更ニ重罪ノ 處刑ナレ	一九四	八九	三八二	六六五
中ノ者	國外ニ移任ス	三〇	四二	二六一	三三三
免	處刑ナレ	一三一	三七	八七	二五五
死	未	一〇	二	七	一九
未	詳	一一	五	〇	三六
中		二二	三	七	二二

第八表

初テノ處刑者中		重テ處刑者	處刑ナレ	計
放免	竊盜等	三〇	一一一	一六一
前	強盜	一五	三一	四六
處	詐欺	一	一	二
刑	風俗犯	六	八	一四
ノ	偽証	五	三	八
罪	放火	一	一	二
質	身體及生命犯	一	二	三
	其他ノ犯罪	一	二	三

第九表

●看守の俸給増額に就て

五六三 史

事足れば足るにまかせて事足らず足らで事たる身そ安けれ」と一休はものせり此の句三十一文字を以て綴りし者なりと雖も能く勤儉節約の大本を示し人事の真相を穿ちし最も味あるものと思ふなり若し夫れ事の足るに委かせて濫りに其の足らざるを求めんか昔に黃白の山を築くとも猶ほ及はざるのみならず到底限りある財貨を以て限りなき消費に應ずる能はざるや更に云ふを要せずと思考す蓋し人間の目的は要するに多くの幸福を享有し其の度の最も高からんことを欲するに外ならずと雖も其の幸福てふものは果して如何なるものを指すか或は云々は幸福にして云々は幸福にあらず或は形而上と形而下とを區別して論ずるものなきにあらざるも余輩は如此種々の區別を要せず單に幸福てふものは比較上の有様より生し來る現象なりと云はんぞ欲するなり

幸福てふものゝ定義は果して比較上に於ける現象にありとせば從來看守諸氏か下級六圓にてありしものを本年度より下級八圓に進められ六圓の人は一足飛

曾テ一回處刑セラレタル放免者中		重テ處刑セラレ	處刑ナレ	計
放免	竊盜	四二	三七	七九
前	強盜	二七	一七	四四
處	詐欺	三	一	四
刑	風俗犯	九	八	一七
ノ	偽証	一	三	四
罪	放火	一	一	二
質	身體及生命犯	一	一	二
	其他ノ犯罪	一	一	二

第十表

三犯以上ノ放免者中		重テ處刑セラレ	處刑ナレ	計
最後	竊盜	二六一	八七	三四八
後	強盜	二〇五	六五	二七〇
ノ	詐欺	一	二	三
處	風俗犯	三九	四	五三
刑	偽証	一	一	二
ノ	放火	二	一	三
罪	身體及生命犯	一	一	二
質	其他ノ犯罪	一	一	二

に二圓昇りしと同時に他の諸子も亦多少進級の恩典に浴せしものなきにあらざるへし之れ富の度を高めたる即ち幸福の度を高からしめたるものなり畢竟俸給例の改正は我國一般に於ける生活の程度高まりしのみならずして先きに判任官を以て待遇せらるゝに至りしと共に看守たるものゝ品位と威厳とを保たしめんとするも亦一の主因なりと思考す凡る恒の産なき者は恒の心なかるへし衣食足りて禮節を知るとは取りも直さず威厳と品位とを保たしめんか爲めには衣食を給するに足る丈の資を與ふべしと云ふに外ならず今や諸氏の俸給は下級八圓なり之を中等以下の生活に比するに敢て貯ふへき餘裕甚た多からざるへきも又決して生計に不足を告ぐるか如きとなかるへし斯く云は、議者或は言はん從來八圓以上の月俸を受けつゝあるものも尙ほ多くの負債を爲し到底現俸を以て毎月の支出を支ふへからざるものあり況んや八圓以下の者が俄かに二圓昇りしとて左のみ著しく財政の滑かなるを感すへけんやと論者の言強ち無理なりとはせされども若しも論者の云ふか如くにすれば究竟何十圓若くは何百圓を與ふるも彼か満足を得る能はざるに至らん之れ一休の所謂

事の足るに委かするか故に遂に事の足らざる結果を見る所以なり惟ふに毎月の俸給に於て家族を養ふに足り尚ほ多少の餘裕あると否とは奢侈と奢侈ならざるに依りて明かに其の趣を異にせり抑奢侈なるものは多くは志逸し氣驕るものなり儉素は之に反して前途に期望を抱けるより生ずるものなるを以て通常志奮ひ氣強なるものなり之を邦國の盛衰に譬ふれば希臘の列國なる阿善は奢侈に溺れて斯巴爾多の儉素に打ち勝たれ竟に滅却するに至れり邦國已に然り況んや浮沈常なき人生行路の難に於てをや要するに看守の俸給は決して多額なりと云ふへからず手當甚だ厚からずと雖ども能く質素其の度を守りて節約を爲せば身を立て家を支ふるに足らざるにあらす顧みれば世には富貴を受け高金を領しなから債鬼に迫まられ殆ど身を容るゝの地なきもの幾何あるを知るべからず故に苟も志を立て一旦奉職せし以上は安りに不平を唱へ俸給の多からざるを憂へす宜く我儉素ならざるを憂へ汲々として及ばざるを恐るべし

以上は已に業に諸子の知丁せらるゝは勿論常に踐行しつゝ居らるゝものと思像すると雖ども凡て事は其の始めを慎まされは終りを全ふする能はず況んや晩

したる餘分のもは其四人の費用を支辨せる原裁判所地方の監獄費用に供すべきは最も當然の事ならんと思考せり然るに從來は現に其囚人を拘禁就業せしめし監獄の收入に歸せり余愚昧にして其理由了解に苦しむ江湖の諸彦幸に明教を吝む勿れ

●看守再職期よ就て

看守 志願生

内務省訓令第二十六號看守採用規則第二條第三の定むる所に依れば看守自己の便宜により看守を辭職し二年を経過せざれば再職するを得ざる規定あり今假に廳府縣の看守誓約期限を滿五年とし未だ本令により誓文せざる以前自己の故を以て退職したるものは二年を経過せずと雖ども直ちに再職するを得る乎或は官の都合を以て諭示の爲め一度辭職せしものは假令二年を経過せずと雖ども本令別規定する所なきを以て再職するも敢て規則に抵觸せざる乎

以上の疑問に對し之れを採用するも否とは當事者の權内に屬すべきものと斷言せば敢て質問するの必要なからん然りと雖ども正当法文上の解釋に就て疑者は偏に先輩諸士の正鵠なる答按を待つのみ

近に官ける官海の波濤は甚だ穩かならざるのみならず老少不定人生は自然の定數なるを以て豫め這般の變災に備ふるの用意なかるへけんや此の故に今回の改正に際しては殊に發令の主旨を服膺して益々司獄官たるの品位と威嚴とに光彩を添へられんとを熱心の餘自ら揣らす聊か所感を叙して諸子の一笑に供すと云爾

問答

●上訴囚工錢の費途に就て

山陽 旭 水生

監獄則第廿二條定役に服すべき囚人云々重罪囚には其工錢の二分輕罪囚には其四分を與へ餘分は監獄の費用に供すとあり而して上訴人に係る費用は原裁判所地方監獄費より支辨すべきの制あり抑々監獄則第廿二條にある餘分の工錢を監獄の費用に供すべきは他なし畢竟するに囚人其者の費用の幾分を償却せしむるの旨趣にして且上訴人の費用は地方經濟組織分立上より原地方裁判所の監獄費用を以て支辨せしめらるゝに外ならざるへし若し果して然らば上訴人にして控訴院所在地其他の監獄に移送されたる上裁判確定後其監獄に於て服役中の工錢即ち給與錢を除去

通信

●看守部長任命

左記ノ人名本月二日看守部長申付ル

高知縣監獄署

看守 細木 重政	看守 井上 蜂 万
同 野村 秀 苗	同 安地 旭 三
同 須賀 虎之助	同 中村 支 啓 同
同 須賀 虎之助	同 室津 長 兄

●司獄官會議其他

岡山縣監獄署

本月廿二日ヨリ廿四日迄三日間各監獄支署長監獄書記看守長監獄醫教誨師ヲ召集シ第十九回監獄會議ヲ開キ 出入監者取扱及名籍身分帳調整手續并助止等同監人給與品保存期限等其他必要ノ數件ヲ議了セリ

同三十日日本縣看守中島金太郎(後)八代甚五郎津下李次郎友野陽七河上久吉丹羽留三郎松田長九郎(第九回看守教習課程修業ニ付證書授與式ヲ舉行セリ)

●第四回看守教習卒業人名

大阪府監獄署

優等 看守 大石 光 太郎
同 同 中島 秋 太郎
同 同 山本 峯 壽
同 同 木村 長 造
同 同 三宅 雄 久 眞
同 同 伊集院 榮 太郎
同 同 田邊 國 太郎

裁判所判事シエンマイエルの諸氏も意見書を提出せり討論に加はりたるはヘルジゲンケホール代理説明員メッヘリン博士の外佛英露伊四國の委員なりし第一の問題は流刑は刑法上普通の刑罰と見做すべきや否とを云ふにあり博士フオン、ホルツエントルフ氏は會長となり吾か提出に係る論題に就て「流刑は主義上行刑法の目的に反するものにあらざり」シエンマイエル氏之を駁して曰く「流刑は法の精神と一致せざるものなり」とホルツエントルフ氏の論辨に對しヘルジゲンケホールの博士メヘツリン氏も亦反對せり其旨趣は復讐或は感化其主義の何たるを問はず何れの場合に於ても自由刑は流刑と爲さずして内國の監獄に於て執行するを適當なりとす復讐主義とするも自己の自由を濫用したる犯罪者に對し自由を制限若くは剝奪する上に於て監獄に拘禁する方其幾部或は條件付自由を付與する流刑に比し大に安全なり若し囚人を感化するの主義とせんか本國の監獄は遠隔なる殖民地監獄より組織、事務及監督上遂に整頓せり故に博士メヘツリン氏斷論して曰く「流刑は本國に於て中央國權の監督の下に執行する自由刑の如く刑の目的を達する上に於て同一の擔保を爲し得ざるものなり」と

「のなり」と
 アムステルダム大學法學教授法學博士ブルザー氏も亦同一の意見を以て流刑は刑の性質を欠くものなりと主張せり而して伊太利監獄監督長ベルトラニイ、スカリア氏は左の如く論定せり
 「流刑は刑の性質を有するや、否、決して刑の性質を有するものにあらざり流刑は二個の要件を欠くものなり即ち懲戒及道德是なり流刑の懲戒とならざるとは確實なる軍人の云ふ所例之は海軍將校リカウルト、ドゥ、ゲーノイリー氏龍敦會議に提出したる報告書及千八百六十三年の調書に明瞭に載せたるか如し若し流刑は懲戒とならざれば必ず若干の期間分房に拘禁し之を補ふへしとの説を爲すものあらん然れども監獄に於ける方向一層懲戒の効を有す故に流刑は廢すへし流刑の正當ならざるとは事實の證明する處にして反て囚人をして不道德に誘引するものなり本國を追慕する念もなく家族に愛戀の情なき者に對しては流刑は殆んど賞の如く又本國及家族を愛慕するの念慮を有し之に依て改過遷善すべきものに對しては最も苛酷と云はざるを得ず
 第二の問題は「流刑は政略即ち殖民政略上適當とす

へきや」と謂ふにあり博士フオン、ホルツエントルフ氏は左の數言を以て意見を表示せり「流刑は其條件宜きを得る時は一時結果を見ると雖も此くの如き場合に於ては其囚人殖民地は忽ち流刑者を拒むの國位に達するものなり
 博士メツヘリン氏は尙は一層過劇なる反對者にして之を駁撃して曰く「歐洲人民開明の主眼は未だ人類社會進歩上の甘味を知らざる人民中は我人民中の最惡、最凶、最醜の徒を送るにあるか」と南部埃太利亞監督長ウヰリアム、ヒンデー氏は本件に關し論して曰く「新社會へ無數の罪囚を送るか如きは德義を壞亂すると甚たしく且其社會發達上敵視すべきものにして輸入せられたる罪囚の其地に傳播及發生せしむるの害毒は流刑に依り罪囚を排斥して得る所の邦國の利益よりは遙に著しきものなり」と
 ニウゼーランド高等判事シル、ゲラルグ、アルネイ氏は埃太利亞の流刑に對し反對の意見を述べマコウトツエツフ氏はジヒリアの如きは將に流刑を廢止せざるへからざるの運命に陥りたることを報告せり之に反して佛國よりは流刑に就て増進する所の利益を辨明したり海軍殖民局長ミヒヤウキス氏は官報に基き説

明して曰く殖民地の良民は好んで流刑者の業を求め公益事業は其助力を得て之を施行し道路及水道工事を起し農地殖民地等の基礎を建つ等總て殖民地の發達は囚人の方に依らざるなし然れども此くの如き好結果を得たるは單にノイカレントニアに於けるのみにしてカイエンノ囚人殖民の如きは全然不幸に遭遇したりと
 行刑の點より流刑に對する贊成及反對の議論を掲ぐれば
 伯爵ドゥ、フオンスタール氏は流刑は伊國の爲めに特に利益ある者にして流刑を設くる時は數年間議論紛々たりし死刑存廢論も局を結ぶに至るへし而して流刑は「殺傷犯」即ち殺人、毆打致死、毆打創傷罪を撲滅するに適當の刑なるへく之に依り亦再犯及犯罪の數を減じ且莫大の費用を分房監獄の建築に費すを要せず且重輕罪監の雜居拘禁を速に廢止するを得しと
 佛國の委員中ミハウキス氏は官報を手にしノイカレドニアに押送したる四人に就き流刑の効力著しきことを述べたり千八百七十五年十二月三十一日に於てはノイカレドニアに千六十三人の囚人を放ちたるに其内二百五十九人は無定役にてノウ島監獄に在り七

百八十四人は全く自己の作業收入を以て生計を立ててきたるは百十五人のみなりし七千人の押送囚の内再犯せしものは三分にして其犯罪も逃走を謀りたるに過ぎざりし

「此實驗は實に意外にして此地に於ては流刑を以て

道徳主義なりとせり」
 高等監獄評議員代言人アスホルト氏意見を述べて曰く「本問題は一箇の利益即ち社會の利益及囚人の利益上より論ずべきものなり先づ社會の利益より論せん、吾々は社會の利益を保護するものなり吾々は惡漢の運命を憂慮するか如き人類の友にあらざる吾々は社會を保護せんか爲めに論じ社會を保護せんか爲めに勞し社會を保護せんか爲めに力むる者なり就中刑は社會に對する法律上の保護事務なり刑の目的は良民を害する惡漢を排除するにあり此點よりする時は流刑は最も良好なる保護手段なりとす如何とあれは流刑は危険なる罪囚を常に佛國內地より遠け再ひ其地に於て犯罪するをせざらしむればなり近年佛國に於て輕罪の數は増加するも重罪の數は減少す是れ多數の罪囚を遠島するの結果にあらざると云ふべきか」

過ぎざるなり此の如き場合に於ては刑は犯罪者に無用の苦痛を與ふるのみ仍て此等の徒は首府より貶斥し囚人殖民地に送致す然る時は囚人生活上の苦痛も減退し他に良民となるの道を發見すへし設し囚人に於て歸善の途を得ざるも少くとも社會の危害は滅却すへし

流刑は囚人に歸善の途を與へるものなりと余は明言するものなり囚人若し監獄に於て品行方正なるときは假出獄を許可し自由人民となるの準備の爲め土地の幾分を與へ家族を集め農業を欲せざるものには工業を以て生計を營ましむ愈々放免と爲りたるときは業は既に整ひ居りて使用するへく彼等は最早着手したるを繼續して生活するに過ぎざるなり之を重罪監より出監したる時に比すれば其差幾何なるや昔時は重罪囚の給與工錢は極て少く從て消費するに速に於て勞して功なく到る處彼等に纏綿するに不信用は彼等を困難の地位に陥らしめ終に再犯するに至らしむものなり然れども余は亦茲に佛國流刑も非難を免れざることを述べざるべからず犯罪者の目を以てする時は流刑は充分懲戒の効なし彼等は無思慮の者なれば之を誤り海の對岸に於て幸福且容易なる生活彼等を待

譯

二十八

吾々は囚人の利益も亦眼中に置かざるにあらざるも社會の保護を正確ならしめんか爲めには刑は適度にして慈惠に適ひ感化の効を奏せざるべからず刑は囚人に對し過度の苦痛を與ふべき者に非ず必要を程度として感化歸善の端緒を開かしめざるべからず此點に於ても佛國に於て行ひたる流刑の結果は満足なる者と云ふべし千八百五十四年の法律に就て推測するも非常なる重罪監の設置を消滅せしむるは少くとも大進歩と云はざるを得ず流刑は我々港より彼の不良の重罪囚の數多即ち惡業、敗徳、害毒、犯罪の犠牲となりたる者を遠くるものなり重罪監には何を代用すへきや、輕罪監を以て之を補ふを得へきや監獄内殊に雜居制を以て終身若しくは生命の大部分即ち長期期間拘禁し得へきや佛國の立法部は之を希望したるものにあらざり立法部は終身或は長期の刑を監獄に於て執行するは慘酷且無用の刑なりと信したり監獄は感化的教育を爲す所にして其目的は犯罪人を感化遷善せしむるに在り若し犯罪人兩三年間監獄に在るも感化の効なき時は最早感化的教育の爲すべからざるを明かなり故に彼をして良民に歸善せしむるの念は斷たざるべからず而して只彼等を拘束するに

つが如く想像し流刑を受けんと欲し一層重き罪を犯し加之ならず再犯するものさへ亦少からず高等監獄參事官は此傾向あるを憂ひ流刑に處せられんとし重罪を犯したる者は懲役監に於て執行せんとを希望せり余は此法を以て未だ充分なりと謂ふ能はず流刑に處せられたる者は先づ刑の大部分を嚴重に隔離したる監獄に於て執行するを必要なりと信する者なり此法を以てする時は犯罪人をして流刑は懲役より輕易なりとの考を忘却せしむるを得へしと

ベルタニア、スカリア氏は流刑説に反對し先づ英國の例を示し流刑は時期を有すると論じて曰く英國は先づ區別なく總ての囚人を殖民地に送遣したるもロルド、ブロングハムの會議以來主義を一變しブロンパチヲン法を採用せり此法に依れば囚人は第一期間英國内地に於て刑の執行を受けたる后ち甫て殖民地に送らるゝ者なり然れども此法も亦千八百三十二年の會議の結果に依り變せられたり千八百五十年に於ては英國政府は假出獄證表を受けたる囚人に限り殖民地へ發遣することを規定し千八百五十七年流刑を廢し千八百六十三年に開會したる有名なる行刑會議の後終に流刑を禁止し品行方正の囚人を放免後殖民地

譯

二十九

に送遣せんとを發議せり故に流刑は全く其性質を變し曩には刑罰なりしもの今は獎勵法の一となれり
 ベルタニア、スカリア氏は英國兩政治家即ち殖民大臣クレイ伯爵及殖民書記官シル、エルチヤートの語を引證せりクレイ伯曰く「余は此法の今日尙は行はれ得るを疑ふ而して余は本國に於て刑を執行するを最も利益なりと信す刑の執行を了りたる囚人を殖民地へ送遣し得へきや否は尙は思考を要す若し目的を達せんか爲め莫大なる資本を投せんと欲するときは新殖民地の設置は敢て難きにあらざるへし然れども余は之を無用の業なりと信す身見に依れば殖民は行刑上不適當にして之か爲め政府の遭遇する困難少なからず且惡弊を矯むる能はざるへし」流刑賛成者なるシル、エルリヤート氏曰く「新囚人殖民地は最早設くる能はざるを余は確信す英國に於て設けたる如きものは非常の資本を費し困難及費用は今日猶大なりとす若し殖民充滿したるときは我方法は排斥せらるゝならん余は二萬乃至三萬の罪囚を容るゝか如き無人の島嶼何れにあるや及隣國貿易上に幾何の恐怖を與へるやを豫想する能はざるなり世人の云ふか如く英國に於ける流刑著大の結果を得たりとせば實

單にノイ、カレドニアを得んとするのみなりとせば流刑は刑の要素を欠くものなりと謂はざるへからず
 (總ての囚人に對する効力及公平の條件)

流刑主張者は之を重罪監と比較し流刑の重罪監に優れるの點を示さんとせり然れども本問題は重罪監(文明國刑法の學理上消滅せしめんとする刑を執行する所)と囚人殖民との可否に係るものにあらす行刑法の革命に依り最も進歩したる各國の監獄拘禁と流刑との比較問題なりとす此點よりするも英國囚人殖民は終に目的を達せず佛國は之を設けたる初めに於て監獄拘禁執行法就中愛蘭に起りたる階級法歐洲大陸に傳播し試験の上満足なる成績を得たる事實を證明するは敢て難きにあらざるなり

終りに經濟上の點より流刑問題を説明せん此場合に於ては他何れの行刑法に比するも流刑は最も不經濟なりとの聲のみ佛國の流刑は千八百五十四年以來一億フランクを消費したり(内四千萬フランクはカレドニアに使用せり)此の金額の如きは佛國に分房法を施行するに充分なりしならん

ミヒヤウクス氏曰く「流刑を適用すんば其費用も亦見積らざるへからず現今の行刑法實地的試験を

利的なる英國は流刑を廢せざるへく且英國は決して島嶼に欠乏を告ぐるの國にあらざるなりとベルトラニ氏は論定せり佛國に於ても亦流刑に對しては熱心なる反對論者あり即ちアツメルヘーフェ、フォンパウ、グレーノブレイ、トロウゼー、ジョン、巴里カサチーンスホーフなりとす巴里アツメルホーフ曰く「囚人殖民地は道德の學校にあらす流刑は一時のものにして囚人佛國に歸りたる時は改過遷善一再犯の恐れなきか、一般に否と答ふるならん之に反し流刑を終身なりとせば再犯は必ず防遏せらるへし然れども刑の區別輕重は自然消滅に期せんべアウモント及トコペール氏は流刑を駁して曰く「余は貴君の危害を除かんか爲め貴君をして公然不道德の法を採らしむる所の不道義的理論に對し全力を擧げ反對せざるへからず余は決して左の言を以てするか如き彼の自稱的政略の非理なる原則を有するものにあらす
 「吾々は惡事を爲すものなることは事實なり、吾々は道德及正道の凡ての法を傷くるものなり然れども此惡事、此不正は利益を與ふるものなり」と
 プルザー兩士曰く「テホルト氏の説の如く大西洋殖民地は監獄に拘禁せらるゝものに重きを置き其目的

歐洲に於て結了せざる前に於て余は殖民地を有せざる人民に注意せんとす如何となれば流刑を投機的に試みんとする時は殖民地を得るに莫大の費用を要し加之ならず之を實行する費用を要すればなり元印度監獄長たりしモウント氏は論結して曰く「余は流刑賛成の一人なり身見に依るも他の攻撃の材料となるものは流刑に要する莫大の費用のみなり尙は英國に於ては囚人殖民地の囚徒費は内地監獄の囚徒費に倍せりと本問題討論席に列したる會員は二日間熱心に討論したる后左の如く議決せり

流刑は實行上困難を生じ各國に於て採用する能はず且完全なる行刑法の條件を實施する上に於ては希望すへきものにあらす

教 誨

● 北海道集治監教誨師諮問答案

(承 前)

第六項 囚人の親戚へ囚人改悛の狀を告げ親戚の調和を計り出獄後生計の準備をなさしむる等の必要

あるときは教誨師より直接其親戚へ通信をなすの可否如何

右答案 教誨師 原 胤 昭

行刑の最終目的を果さんために緊要なる場合あつて
囚人の改悛を全からしむる爲めのものならんには之
を公務として行ふを可とす胤昭の経験を以てすれば
其緊要なる場合と指すものは數年來通信を絶ちつゝ
ありし囚人教化せられて同族相念の情を起し頻りに
舊罪を悔ひ其不埒を謝し親戚の舊情に復らんことを
求むると雖も親戚は囚人改悛の状況を詳悉せず曾た
舊日の悪感情に閉られ之を容るゝに寛ならず爲めに
囚人をして失望落膽の淵に沈ましめ偶々教化によ
りて發芽せし道念をも枯死せしめんとする場合あり
此時に當ては囚人心行の實を告て調和を計り囚人の
心意を益す善導するを要す或は神經質の囚人に送る
に父子兄弟親愛の情より出るとは云へ悲哀見聞に堪
へざる書翰を以てし爲めに囚人の感情を激動し或は
病辭なさしむる等のことあり之を禁遏し又は要領を
擧讀なさんか愈よ狐疑邪察して心を惱ますものあり
如此場合に於ては其意義を細説して發信者の注意を
求むることを要す又は囚人出獄後の生計職業等の準
なり

全答案 教誨師 末 吉 保 造

將に改心せんとする囚人にして故郷を思ふの念を生
し數回父母兄弟親戚に文通するも故郷にありては先
年彼れか亂暴に懲りて今尙其念去らされは更に返信
せざるを以て失望の餘り其改悛を妨くるものあるは
屢見る所なり感化上尤も必要なると言を俟たされは
其都度典獄分監は分監長の認可を経て教誨師より
直接に其故郷に通信すると妨げあらざると愚考す

全答案 教誨師 水 崎 基 一

御諮問第六の親戚へ通信するは再犯の虞を拒く爲め
に必要と存候左れど公務として取扱ふは如何にや若
し官紀上何の障害も無之上は教誨師の公務として適
當と存候

第七項 教誨師諮問問題

内務大臣指示獄務概則により囚人を區分して總

備につき豫め之を親戚故舊に謀るに囚人改悛の状況
明晰ならざるより囚人の協議を受容れず爲めに方案
に苦むの場合あり如此場合に於ては其意義を細説し
親戚をして保護善導の位置に立つべきを勸告する等
は教誨上個人の關係に於て極て緊要なり其緊要とす
る場合を細分すれば行刑の目的に關するものあり出
獄後の準備に關するものあり依て以て前者を公務と
し後者を慈善事業とし典獄又は分監長の認可を経て
執行し其郵税等は教誨師の私費を以て辨せは可なり
と信せり

全答案 教誨師 留 岡 幸 助

囚人の親戚へ改悛の狀を告げ親戚の調和を計り出獄
後生計の準備をなさしむることは必要にして殊に自
今以後出獄者の多數なるに就きては其場合多からず
と信し候故よ教誨師より直接在監者の親戚へ通信致
候ことは公務として必要と思考致候也

全答案 教誨師 阿 部 政 恒

囚人の親戚へ囚人改悛の狀を告げ親戚の調和を謀り
出獄後生計の準備をなさしむる等の必要あるときは
教誨師の公務として其親戚へ通信をなすを可とす其
理由は教誨感化の目的を達する有力なる手段なれば

四教誨を施す其區分の方法如何

右答案 教誨師 原 胤 昭

本問題は胤昭か経験を以てすれば吾か集治監教誨方
法に於ては敢て之を區分するの必要を感せず蓋本集
治監に在る囚人は刑期等しき長期の者にして其教誨
は普通一貫するに宜しき道義教誨なるを以てなり若
し夫れ個人の適切を要するとすれば既に個人教誨の
設けあり然れども獄務概則の之を指示せらるゝは教
誨を周到ならしめんとすべしと信すれば本集治監に
於ても尙一層方法を案するならば既に所遇を異にし
て大に注意をなしつゝある最近放免者即滿刑前二ヶ
年に達する者を集め特に教誨を施すべし其教誨方針
は既に長年月の入監により非社交的人物と化し果て
たる者なれば之を社交的人物に養成し一は社交の通
義を明認せしめ一は社交の難若を覺悟せしむる等大
に再犯の媒となるべき迷蒙妄信を破り避惡進善の心
を造らば層一層本監教誨の効果を顯著ならしむるも
のあらんと信するなり

全答案 教誨師 留 岡 幸 助

總四教誨の節囚人を區分することは目下空知分監に
ては其必要を感せず既に總四教誨と個人教誨の名稱

異なる以上は總四教誨は總四教誨のなすへき點あり
個人教誨は個人教誨の爲すへき所ありて自ら職分異
 なること存候我情考ふるに總四を一堂に集め以て教
 誨する所以は誰人にも一般に通曉する道義を教誨す
 るとなれば之を二三に區分致すとすも差したる効
 力なきこと信し候仍て必要の場合には之を區分する
 とあるも目下その必要なきものと認め候也

全答案 教誨師 阿部 政 恒

鄙見を以てすれば獄務概則に指示せられたる總四教
 誨の區分は我集治監に於ては行はれ難きとなりと思
 惟す何となれば各監千有餘の囚人を拘禁せるに此多
 數のものゝ性情行狀を區分せんとするに如何なる標
 準を以てすへきか至難の業なり而して之か區分を
 なさんとするの趣旨は元と教誨の適切ならんとを望
 むか爲めなりと雖も其預望を達し得る程の區分は恐
 らく爲し得へからざるとならん若し不適當なる區分
 をなさんか總四教誨との優劣果して何れにかある且
 つ夫れ教誨の力あると否とは辨舌若くは組織の上よ
 りも主として教誨師其人の品格と精神の旺盛なるに
 ありとす然るに一人の身を以て永久に各部の教誨
 に當らんとすれば勢ひ自修の暇を失ひ疲憊せる精神

開は(第一)元と一週に一度宛行ひ來りし總四教誨を
 區分するとなれば多くとも七八の大部分に總四を區
 劃すへきものなるか(第二)個人的教誨か主となりて
 總四を區分して教誨を施すととなりしことなるへけ
 れは數多の小部分に總四を區劃すへきものなるか
 どの是なり

先づ總四を大部分に區劃するものとし試みよ四人の
 性質に因り(第一)多感なるもの(第二)遲鈍なるもの
 (第三)兇猛なるもの(第四)温和なるものど四分し更
 に行狀の良否即ち實表の有無に由て之を二分するに
 別に總四を區分するの益を見出たす能はず何となれば
 は同じ多感なる者の中にも小事に憤激するものあり
 小事に心配するものあり憤激して言に發するものあり
 行に發するものあり心配して厭世的に陥るものあり
 行に發するものあり能く感し又能く忘るゝものあり
 自暴的に傾くものあり能く感し又能く忘るゝものあり
 一たび成して竟に忘れざるものあり自制力の強
 きものあり自制力の弱きものあり同じ遲鈍なるもの
 中にも天性愚昧なるものあり即ち悟れども了せ
 ざるものあり無教育なるものあり即ち教ふれば漸く
 通するものあり謙遜なるものあり傲慢なるものあり
 質朴なるものあり頑固なるものあり同じ兇猛なる者

を以て四人の前に立たざるを得ず精神既に疲憊せば
安んを活力ある教誨をなすを得んや故に思へらく總
 四を適當に區分するとはなし難きとにして之を爲し
 得るも現今の總四教誨より一層適切なる教誨は望む
 と能はずと依て願くは我集治監は特別を以て從來の
 如く總四教誨を存するを得んことを願ふ
 原教誨師の放免前の囚人を特に教誨するの說には同
 意なり

全答案 教誨師 末人吉 保 造

凡る教誨は同時に多數の人に施すよりは少數のもの
 になすの容易なると言を俟たすと雖も數千の囚徒を
 其性質行狀等によりて區分すると理論上にては之を
 云ふ可くも實際に於ては甚た覺束なきなり性質等し
 きも學力に差等あり學力同等なるも行狀に良否あり
 て各囚別々なれば指示概則の旨趣に叶ふ區分は到底
 成し難く且つ目下施行する方法にて敢て普及せざる
 の憾みなしと信す依て他の監獄に在ては之を知らず
 と雖も我集治監に於ては從前の如く總四教誨の施行
 せられんと適當と信す

全答案 教誨師 大塚右 金次

御諮問に答ふるに方り獄務概則を案して起る所の疑

の中にも常に殺氣の溢るゝものあり時ありて兇猛の
 行ひに出づるものあり失望より此に至るものあり自
 負より此に至るものあり遺傳にして道德力宗教心な
 きに由るものあり境遇にして引くに引かれぬと云ふ
 誤りたる俠氣に由るものあり同じ柔和なる中にも亦
 種類あり本心より道に從て柔和なるあり無氣力にし
 て柔和なるあり憐みを受けんか爲め本心を偽り媚を
 裝ふて然るものあり其他千差萬別一々擧ぐるに遑亦
 らす加之性質相似たりと雖も年齢の老少教育の有無
 身體の健不健等の差違あれば若し此一區分に向て適
 切なる教誨ならは總四に向ても亦適切なる教誨なる
 へし故に不肖の見る所を以てすれは向きに言ひし如
 く若し總四を七八に區分する程ならは別に其益を見
 出たす能はず

さらば總四を小部分に區劃し其性行相近きものを撰
 んで三十五若くは百の小部分になさば如何と云ふ
 に是實際六ヶ敷事なり夫れ人の性行は猶ほ人の身體
 の日に新陳代謝するか如く其境遇の變化と共に常に
 多少の變化をなしつゝあるものにして一人として性
 行終始一なるものあらず且其性行の同じからざるは
 猶其面の同じからざるか如く恐くは天下一人として

同一なる性行なるものなかる可し彼の罪實行狀等に由て分類せられ居る同房七八四の性行を子細に觀察せば思ひ半ばは過ぐるものあらん不肖の見る所を以てすれり最も適切なる教誨を施さんとせば一時一人に教誨をなすより外なかる可し「好し幸に性行相近く而も其性行の變化少なきものを撰ひ幾多の小部分に區劃し得たりとするも不肖竊に恐る是れ教誨師を殺さずんば教誨を殺すの結果を得るに外ならざるへし」と夫れ人の精力は限りあることなれば不肖の如きは迄日曜日毎に一教誨をなすにも人知れず少からぬ心配をなし來れり若し毎日教誨をなさざる可からざることならば日に少からぬ教務に従事するの餘何れの時に於て自ら養ひ自ら修め以て教誨の用意をなさん不肖の如きは能く堪ふる能はざるなり恐らくは通常人の堪ふる能はざる所なるへし素より一二ヶ月位のことならば假令毎日の教誨なりとも如何様にか之をなすへしと雖も之を續くる久しきに及ばず教誨師は恐く其生命を失はん然らずんば其教誨は活氣なく勢力なき一片儀式的のものとなりたるへし活氣なく勢力なき一片儀式的のものならば日に十遍にて之を爲し得へし然れども斯かる教誨は假令百萬遍

も必要なるものなり夫れ一家には一家に關する出來事あり一國には一國に關する出來事あり而して一家如く一監獄には一監獄に關する出來事あり又時に依り或氣風或傾向を生ずることあれば此事に關し總因に教誨を施すの必要なることは司獄官の齊しく認むる所なるへし是不肖か總因教誨を必要なりと言ふ所以なり次に總因教誨の有益なることを述へんに先づ説破せざる可からざるは總因教誨の總因に適切なる能はずと云ふの論なり「夫れ人心の同しからざるは猶其面の如し故に最も適切なる教誨をなさんと欲せは向に言ひしか如く一時一人に一教誨をなすの外なかるへし然れども人面如何に猿の如く又馬の如しとするも猿にあらず又馬にあらず猶是人なり人心如何に千差萬別なりと雖も禽獸にあらず猶是人なり人向つて人の道を説く誰か適切なる能はずと謂ふ

カーライル曰ク "He speaks from the heart of man, Speaks to all men's hearts" (人ノ至情ヲ發スル所ニ万人ノ至情ニ貫徹ス)

孟子曰く 至誠而不動者未之有也

と若し其心の上段に起り來りし影の如く泡の如きものを口々に任かせて漫然と陳ふるならば不肖も總因教

なしたりとて一寸の効果もなかる可しと信す母其子に善き乳を與へんと欲せば先づ自ら滋養物を食はさるへからず教誨師善き教誨をなさんと欲せば先づ自ら養はさるへからず是不肖か常に自ら警むる所なり加之教誨師が一週一度嚴肅なる教誨堂上に於て總因と頰を合はすことは假令其教誨に由て直接に盡く彼等を益せすとすも精神を籠めて滿腔の至誠を吐露する席上に彼等を居らしむるは間接に謹嚴清潔なる思想を起さしむるの益ありと信す然るに若し小部分に區劃するときは囚人は屢教誨堂に來りて教誨を聴く能はざるに至る可し之を要するに都合よき區分法あらは格別なれども不肖か述へし如き區分法ならば總因を區劃するとは大部分にせよ小部分にせよ實際上甚た困難にして且不利なるも益あるを見る能はず竊かに考ふるに總因を區分するの説たる一方にては個人教誨の益あるを認むると他方にては總因教誨の益なしと云ふ説あるより出てたるものなるへし個人教誨の有益なることは何人も首肯する所然れども總因教誨を益なりと云ふの説に至りては不肖聊か疑なき能はず不肖の見る所を以てすれば總因教誨は皆に有益なるのみならず最

誨を有益なりと云ふ能はず豈唯總因教誨のみならんや之を幾多の小部分に區劃せん者に向て行ふも同じく益なきに歸すへきなり換言せば總因教誨に益なき教誨は小部分の教誨にも益なく小部分に適切なる教誨は總因教誨にも亦適切なりと信するなり夫の古聖賢の教へし所を見るに時は千載の上にあり地は千里の山河を隔つ然れども之に接する所のもの或は之か爲に泣き之か爲に喜び之か爲に躍り又之か爲めに謠ふ不肖の如き豈敢て古聖賢を以て自くら處る者ならんや然れども一千人か各一時間を費やして聴くを見る一日十時間の勤務をなす人一日の労働時間に當る者なりと一念此に及ぶ毎に未だ嘗て慄然とて畏れ且懼れずんばあらず故に心力の有らん限り總因教誨の用意をなすを怠らざりき私かに喜ぶ不肖の語る所其言詞拙甚しと雖も囚人の耳を傾けしとを其効果今此處にあり彼處にありと指點する能はずと雖も不肖の精神は多少囚人の間其痕を留むへしと信するなり若し此信を有する能はずんば不肖鈍なりと雖も徒に同胞國民の租税に衣食し甘んじて教誨師の職にあらずるなり「總因教誨に就て陳へしことは御諮問以外のことなれども之れを陳へされは何故に是迄教

誨師の職に在りしか明かならず且將來も總囚教誨を行ひ得る様にあらんことを望み而して御諮問の起りしも總囚教誨を益なしと云ふ説あるより獄務概則に區分教誨の指示ありしに由ること、信すれば敢て總囚教誨の必要有益なることを陳へて清聴を煩はせり不肖石金次惶懼已む無し

全答案 教誨師 水 崎 基 一

御諮問第七の囚人を區分して總囚教誨を施すの事は集治監の如き長刑期の囚徒のみ在監する處には左迄の必要も無之と存候依て其名目の如く總囚を一堂に集め教誨するは適當と存候最も特別教誨なるものあれば此折りには

聖書を研究せんと欲する者

基督教の要領を聞かんと欲する者

出獄後の注意を聞かんと欲する最近放免囚

此等の囚徒は區分して教誨すべきものと存候

教誨師諮問題

第八項

監獄の敷地内に於ては樹木地形等の風致を存する

と否やとは囚人感化上の得失如何

右答案 教誨師 原 胤 昭

て風致を添ふるか如きものに非ず去り逆又既に在るの地形を變更し繁茂なせし樹木を伐採するの要なし只た嚴肅寂寞を以て主義とせば可ならん其存廢は囚人感化上に敢て得失なきものと信せり

全答案 教誨師 留 岡 幸 助

監獄敷地内に於ては殊更花卉樹木等を植付け風致を添ふるは刑場たる監獄ある間敷事と存候可成監獄内は質素に致し度最も教誨堂及病監の周圍は此限りに無之候假令衛生上の必要より樹木を植ふることありとするも莊嚴質素の風ある様致度候也

全答案 教誨師 阿 部 政 恒

氣候地形景色等か人の性情を化するの力あることは明白なる事實なり然れども監獄は人工を以て花寺樹木を植へて風致を添ふるの利あるを見ず唯天然に存するものにして甚たく害なきものは之を斷除するに及はざるへし

全答案 教誨師 末 吉 保 造

監獄は行刑の場所にして社會に對し脅赫の意を示すため寂寞質素を旨とせざるへからずと雖も囚人感化の上より見るときは風致の囚人心性の改良に與りて力あること疑ふへからざるなり依て教誨堂の近傍の

行刑の目的を論ずるに數説あり胤昭は其第一義に於ては社會に對する示威の意味を有するものと信す之を以て考ふれば本問題に答ふる事難からず胤昭は此問題に向て數年思考を費せしにより曾て相知る米人の二三に就て此問を試みたるに何れも相答ふる處等しく曰く監獄は何となく普通の建築物に異なり一觀以て厭嫌の意を喚起せしめらるゝものなりと又永く歐米に遊はれたる人故森有禮氏も此問を試みたるに氏の答へに米國の監獄に就ては左まで異觀を覺へたりしか英國の監獄に就ては著しき異觀を覺へたり未た其理を深く究めざれども世に排斥する罪人を繋き刑罰する場所なれば普通の建築物と異なり自ら人をして一觀之れを厭嫌せしむるに足る用意あるこそ監獄の分限ならん胤昭の見る處亦然り嚴肅寂寞は監獄の位置構造の分限なりと信す其分限を超へたるものとは人工を以て山を築き池を堀り草花を栽培する等のことにあり或人曰く囚人をして外形上より天然の美造化の妙に感起せしむるは感化上大に功ありと然り然れども教誨は必ず之を俟て効をなすものに非ず況してや監獄其れ自身の分限を破て人工を交るに於てをや依て以て考ふれば監獄の構造は人工を以

如き所に限りこれを添ふること益ありと信す然れども風致と一概に云ふも彼の花卉泉水等の如きものを以て飾るにあらすして樹木も四時緑なるを撰ひ都て清潔に幽達ならしめんことを欲するにあり

全答案 教誨師 大塚 右 金 次

殊更ら人工を加ふるの要なしと信す何となれば區々たる人工の風致を加へたりとて感化上差したる利益あるへしと思はれされはなり唯質素清潔にあらんことを望む今本集治監各分監を見るに世人か羨みて此處に住みたしと思ふことなしと信すれば敢て樹木等を斷除するに及はすと思惟す

全答案 教誨師 水 崎 基 一

第八の御諮問に對して考ふるに監獄の敷地内に樹木地形等を風致を添ふるは今日監獄に教誨主義を實行する上には必要と存候山川草木の人を感化するは幾何幾何と算する能はされども冥々の間に人の心性を感化するもの少からざること、存候殊に監獄の如き日々諸衣を着くる全囚のみに接する所には著しきものあらんと存候左れと監房の近傍は清潔にして草木を植ふるなり單に病監及び教誨堂の傍らに風致を添ふるは穩當と存候

第十四項 教誨師諮問問題

教誨堂及病監の近傍に人工を以て樹木地形等の風致を添ふるは囚人感化上の効果如何

右答案 教誨師 原 胤 昭

監獄なるもの、分限を論じて嚴肅寂寞にありとするは監獄の建物風采自ら質素なるへきか如く監獄の敷地内に在る建物とは云へ教誨堂は又教誨堂の分限を判して其建物風采を定めて可なり教誨堂は監獄構内に於ての神聖の地にして心意を清潔麗朗ならしむるための場所なれば之に添ふるに天然の風致樹林は勿論人工を添へて庭園を造るも可なり病監は又體軀の痛を治するの場所たり人の病を得るや心意の苦樂興つて力あるものなれば其心意を慰安し以て病難を免れしむるは肉體上にも心靈上にも大に益あるなり依て以て考ふれば教誨堂病監の近傍には人工を以て樹木を移し地形を變造し風致を添ふるを可とす只忘る可からざるものは監獄の分限なり敢て驕奢娛樂に陥らざるを注意するを要するなり

全答案 教誨師 留 岡 幸 助

教誨堂及病監の近傍に人工を以て樹木地形等の風致大なるものと愚考す

全答案 教誨師 大塚 右 金 次

高山大海等天然の大風景か人心に及ぼす感化は大なることを認むれども區々人工を加へし地形の風致若くは小花木は別に大なる感化あるへしと思はれず假令教誨堂病監の近傍なりともと監獄内に在るものあれば質素清淨ならば足れりと思惟す故に樹木花卉等を植へんより白沙銀の如く一點の塵なきか如きを望む

全答案 教誨師 水 崎 基 一

第十四の御諮問病監教誨堂の近傍に人工を以て樹木地形等の風致を添ふるは適當と存候左れども余り虚飾的に流れ築山池等を造るは不穩當と存候其程合ハ宜しく當局者注意する所ありて莊嚴質素にせられんことを望むものに有之候

教誨師諮問問題

第十一項

囚人所遇階級法第四級の囚人に書籍の看讀を許すの可否如何

右答案 教誨師 原 胤 昭

囚人の書籍を看讀せしむるの感化上利益あるは云ふ

を添ふるは勿論病囚の心意被教誨者の性情に少からざる裨益あるは信して疑はずとも雖も教誨堂及病監の周圍に花卉を競はせ所謂社會上流の家裏にある泉水築山庭園の如き風趣あるは最も注意して避けざる可らざることを信し候故に教誨堂は教誨堂らしく病監は病監らしく其周圍を體裁よく致すことは緊要と存候也

全答案 教誨師 阿 部 政 恆

病監の近傍に風致を添ふることは醫師の關する處たりと雖も病者の精神を爽快ならしむるは疾病の治癒を速かならんむる力あることを信するか故に適當なる花卉樹木を植ふるを可なりとす而して教誨堂に至りては矮小なる樹木よりも一見自ら嚴肅なる念を生ずるか如き大樹を移植して靜閑なる風趣あらしむるを良とす假山花卉等の風致は監獄教誨堂として寧ろなからんことを望む

全答案 教誨師 末 吉 保 造

樹木地形等の人心に及ぼす感化ハ疑ふ可からざる事實なり今御諮問中の病監の事に至りては教誨上如何なる力あるや之を知らずとも雖も教誨堂の傍に最も清白高潔なる風致を添ふるは囚人感化上裨益あること

を俟たず然れども本項御諮問の場合に於ては第一に階級法其もの、性質上より考究せざる可らず夫れ階級法なるものは所遇の寬嚴優劣を以て之を獎勵するにあり故に最下級の所遇に至ては之を禁するを以て可とす胤昭か經驗によれば好惡強猛の徒の善良に豹變せし經歷には讀書の効偉大なりしを認めざるに非らず然れども至細に之を觀察すれば讀書によつて善導せられしには非らず書を讀ましめたる教誨師の愛に感化せられしもの、如し吾國囚人の教育低度なるは明々瞭々實に讀書によつて益を得る程のものには比較上少なきなり偶々讀書力あるものにして犯罪をなす程のものならんには改過すること亦容易ならず若し此輩に與ふるに書籍を以てせば大に娛樂の嫌あり殊に入監初期の者を専らとする最下級に於ては之を禁するを以て可なりと信す

全答案 教誨師 留 岡 幸 助

階級法第四級の囚人に書籍の看讀を許すの可否につきては各自其意見を異にすへきは當然のことなりと雖も吾曹思ふに階級法第四級の囚人に限り全然書籍看讀を禁遏するは事理に於て當を得たるものにあらす而全然看讀を禁せんとする人々の説は第四級の罪

四に書籍看讀を許可するは却て娛樂の具を與ふるに異ならずと云へとも其は偏頗の見と言はざるを得ず何んとなれば論者も第四級の罪囚に教誨をなすことにつきては恐くは異論なかるへし教誨と讀書感化上何る異ならん却て讀書を許可することは大に感化の目的を達するに與つて力あるへし吾曹思ふに第四級の罪囚全体に向つて書籍看讀を許可するを強ち良法なりと云はず假令は第三級より墮落し來りたる第四級の罪囚には事態を察して書籍の看讀を禁遏することあるへし又新入したる第四級の罪囚にも又同じく事宜を察して書籍看讀を禁遏するは感化上大に効あるへし吾曹は強ち之を許可するを當然と言はず然れども又全然禁遏するを得策とも思はず一般に向つては許可しをき事宜を見計ふて禁遏するは其當を得たるものと信じ候

何れの階級にあり罪囚にも教育は必要なれば第四級のものに限りて書籍看讀を許可せざるは穩當ならざるの憾あり或ものは前述するか如く第四級のものには書籍看讀を許可するは娛樂の具を與ふるものと思惟すれども吾曹の意見は大に此と異なるものあり凡そ何事に限らず人を益するものならんには多少快樂

全答案

教誨師 末 吉 保 造

感化上書籍の効益あること今更喋々を要せずと雖も四人なるものは素と嚴重に懲戒すべきものなれば苟も娛樂となるべきものは之を許す可らず殊に其最下級のものに至りては一切之を禁すべく即ち書籍の如きも之を看讀する間は其苦を忘れしめ又娛樂の具となるものなれば之を許すへからざるか如しと雖も夫人人は罰すること酷に遇れば其心邪僻に傾き却て益す善より遠かるものなれば刑罰も其度を越すへからず且つ長期刑の囚人をして日々罷役より就寢まで空しく賦賦せしむるとも益なくして却て益す惡念を生せしむることあらん故に寧ろ之を利用して書籍の看讀を許されんことを望む

全答案

教誨師 大塚右金次

の分子を含蓄せざるものなかるへし日常の飲食物は之を娛樂の爲に與ふるとする乎將又必要の爲に與ふるとする乎恐くは如何なる人とも雖も娛樂の爲とは言はざるへし而必要の爲に與ふる飲食物か或度まで快樂なるは人身を益せん爲の造物主の好配劑と謂つ可し第四級にある罪囚に於けるも又然り或場合に於て讀書を許可するは感化上少からざる利益あればなり之を要するに第四級の罪囚一般に向つては書籍看讀を許可することなし或場合に於て之を禁遏するは治獄上及感化上に取りては緊要のことと考察致候也

全答案

教誨師 阿 部 政 恒

不肖竊かに思へらく囚人を遷善せしむるには其體軀を檢束して窮屈を感せしめ又時としては痛苦を覺へしむること固より必要なりと雖も若良心の力微弱にして自己の罪過を自責する事なくんば體軀の責罰は如何に嚴なりと雖も真に遷善の目的を達すること能はざるへしと良心の力にして鋭敏ならんか微罪も猶自責して其痛苦往々耐難きものあり今囚人をして此力を養成せしめんと欲せば主として教誨と書籍の看讀とに頼らざるへからず而して第四級囚の如きは此二者の力を要すること切なる者なり彼等は兇惡悍

全答案

教誨師 水 崎 基 一

第四級にある囚人の如きは讀書の自由をも奪ひ單に痛苦を感せしむるも可なるか如くなれども要は改良感化の効を奏せんとするに在れば人に因ては讀書を許すは益ありと思惟す故に讀書せしむるを得る餘地を存せんことを望む

教誨師諮問題

第十二項

屏禁減食囚に書籍を看讀せしむるの可否如何

右答案

教誨師 原 胤 昭

從來の經驗に徴すれば未だ其利あるを見ず偶ま之に書籍を與へたるどきの効果を考ふるに利ありしを認めず反て寂寞隔離の所謂の精神を弱むるの嫌ありたり加之所罰なる事態に就て考ふれば斷然之を禁するを以て允當なりと信す

全答案

教誨師 留 岡 幸 助

屏禁減食に處せられたる懲罰囚に對して全然讀書の

自由を禁ずるは事理に適ふること、信し候蓋し獄則に違反したる罪囚に讀書の自由を禁ずるは海外何れの監獄と雖も恐くは執行しおること、存候也

全答案

教誨師 阿部 政 恒

屏禁減食囚は固より自由に書籍を看讀せしむ可き者にあらす、雖も彼等處罰囚の中には往々此機に乘して其良心を喚起すへき者あり故に書籍看讀を許すの餘地を與へられんことを希望す

全答案

教誨師 末吉 保 造

犯則者の處罰せらるゝ時間は餘り長きにあらす加ふるに處罰をして充分の効力あらしむる爲め可成嚴重に之を執行し看讀を許されざる様致さんことを望む

全答案

教誨師 大塚 右 金 次

犯則囚の處罰は最も嚴格にせざる可からず故に讀書を許して寸分にては娛樂せしむるは處罰の目的に反す然れども所罰に逢ひて失望に陥り或は新なる感情を以て既往の罪を悔ひ或は不平を懷きて却て邪念を逞くする如きものに對しては之に教誨を加ふると同時に彼等に適切と認むる書籍を讀ましむるは感化上益ありと信す故に四人に書籍の看讀を購ふを許さる者あるを見るが如きは斯業の爲め吾が輩甚だ之を厭ふ直接當局者たるものは言ふも更なり苟くも斯業に従事する所のものは宜しく正理適法のある所を主張して彼の囂々たる者を制服するの責任を盡くす所なくんばあるべからず彼れ新聞紙を以てす我れも亦た新聞紙を以て之に應ずべし須らく輿論なる審判官の前に之を處決せしむるの覺悟あるを要す北海問題の焦點とする所常に

幌内炭坑業

の利弊如何にあり而して世人の之を論ずるや必ず其弊失の大なるものあるを絶叫せざるはなし然かも多くは感情的に非ざれば淺薄なる二三の片面的材料を論資とするにあらざるはなく未だ以て識者の心を動かすに足らざるなり予輩固とより此の囂々たるを畏るゝ者にはあらされども少くも世人をして漫に指を斯の事業の上にはさしむることに公明に少からざる支障あるを憂ふ彼れが蒙を啓らくに足るの材料は我れ必らず之を有す否之を有せざるへからざるは勿論なり何ぞ是を以て正々堂々大に之を駁撃せざる是れ豈に當局者の責任なるに非ずや

眞木監獄課長

るも教誨師の見る所を以て或は書籍を看讀せしめ得る様せられんことを望む

全答案

教誨師 水崎 基 一

第十二の御諮問屏禁減食囚に書籍を看讀せしむるは不穩當と存候既に懲罰する以上は宜しく峻厳になし決して書籍によりて慰めを得る等の事なく専ら沈思黙念して前非を改悟せしめ時々教誨師訪問して自發的に警醒せしむる様致すへきものとの存候

(完)

雜報

北海問題

徒流刑の可否に就ては世既に定論あり今復た之を復説するの必要あるを見ず苟くも刑法、今日の規定ある以上は徒流刑の處分を受けたる者を北海道に拘置して之れが刑を執行するに於て何の不可か之れあらんや唯だ今日に於て其の執行法の適否如何は宜しく學理的にまた經濟的に宜しく深く之を研究すべきことなりと思はる彼の譯も別らず一時の感情的より徒らに新聞紙などにて無責任なる高言壯語を恣まにす

北海道築治監に出張を命せらる其用向の那邊にあるやは我が輩固より之を知らず或は北海問題に關聯する用向にはあらざるかとの推測は時節柄、無理もあきことなれども此の問題は敢て今日に始まりたることにもあらず是等の事に就ては昨年、内閣閣下巡回の際に於て精密なる調査を遂げしめられたりとのことなれば其方針は既に當時に於て確立せられたることなるへく今復た改めて特別調査せしめらるゝの必要もあらざるべきを以て眞木課長出張の用向は蓋し何等か他に調査を要することありしに由るなるべし尙は同課長には歸京の途次秋田縣に出張を命せられたる由にて其用向は或は大曲支署に於ける官金窃取事件に關することなるへしと傳ふ

官金窃盜事件

又しても此の怪事、我が公明なる獄事社會に起る、所は何處秋田縣大曲支署、人は誰れ、傭員小池某、嗚呼、獄を警むるの清吏忽ち變して警めらるゝの汚囚となる、近年何んぞ斯くの如き醜怪事相の顯出することの頻々なる、我が輩之を下世話に聞く曰く遠ふくて近きは男女の道と囚人と監獄官吏、其距離、豈に啻たに天壤のみならんや然かも動もすれば輒ち

其位置を顛倒すること斯くの如く余輩は恐る或は口さがなき世人をして遠ふくて近きは………の下世話を誦はしむるに至らんこと豈に啻だに、監獄官吏全体の面目を穢がし威嚴を墜すことの大なるのみならんや、變じて雀となるの奇蹟は夫れ或は之れあらん我が清廉潔白なるへき同僚中に盜賊沙汰ある者の生ずるを聴かんとは實に愛想も尙ほ及ぶ所にあらざるなり余輩唯だ筆を投じて長大息するより外なきなり新聞紙の吾人に報道する所の事變左の如し嗚呼天よ吾人をして再び復た斯くの如き記事の爲めに神聖なる天職を盡くす所の本紙面を穢がさしむることある勿れ

●八百餘圓の官金竊盜 秋田縣監獄署大曲支署備吏小池某なる者八百餘圓の官金を竊取して本月十一日何處とも無く逐電せり小池は同縣給仕より備(月俸八圓)に登庸せられたる者にて簿記を能す大曲支署に赴任以來主として出納に従事し最忠實に勤務するより松尾支署長の信任も淺からざりき竊取の形跡を聞に囚人製造品の収入金は日々同所銀行に預け置き毎月末を以て本廳に納付する手續なり勿論出入ともに一々署長の印形を要する事な

て出版せられたるものなりとす本書開卷第一「ペーシ」の緒言に曰く
 本書著述の趣旨は他事もなく古聖ろもんの箴言に遠き國より來たる好き消息は渴きたる人に於ける冷かなる水の如しとある言に因み遠く又は隔りて住へる者の互に音信をなすことは幸おほきものは無し是れそ人の至誠なりと思ふに在監の衆にして文字書くことに馴れず文綴ることに疎くおだに心を燃す人のあるに同情をなし之を著して先づは文字を覺せさせ次には用文を綴らしめ終には文法假名遣の大略を示し初學の助けとなさんためのみ
 ●我が輩、亦た幸に一本を得て之を通讀せり、通じて凡そ五百「ペーシ」一枚又一枚、進んで益々佳典に入り忙劇の身に迫まるものあるを忘れ知らず誠らず巻を終ふるに至るまで終に之を眼より放すこと能はざりき本書の價直は凡そ是を以ても其一斑を知るを得べし余輩は本書にて獨り無筆者、初學の助けとするのみと云ふに同意を表する能はず立派なる一部の修身書としての價直、充分なりと信ず而かも其方法の他動的に非ずして自動的なるが如き、感化上、非

るが其都度巧みに署長の目を眩まし印形を得又納付期限には必ず其切符を示して本廳に送る如くし偽て送達の運を爲さざるものにして去年五六月頃より月々之を竊取し來り終に八百餘圓の大金に達したるものならんと云今突然逃走するに至りしものは同縣廳より會計検査員出張の期近きたるを以て其露現を恐れ爰に及びたるものなるべく尙ほ逃走前同様の手段にて凡そ三百圓を竊取し弁を路費に影を暗ましたるなりと (奥羽日々新聞)

●潔癖 清潔を好むことの極端なる、其極端なることの寧ろ病理的なるもの之を稱して潔癖と云ふ、僻としては上乘に屬するものなりと謂ふべし、人として一つの僻のなくてならぬものならば潔癖をこそ望まじきものにぞある但し心も身と共に。君子は勝母を過らず渴しても盜泉の水を飲まずと何ぞ其の心の潔癖なる職に斯道に奉ずる所の者何人も皆な斯くありたきことにてころ

●用文 萬用字引

本書は北海道同情會諸氏の手によて編纂せられたるものにして専ら在監人看讀用たらしむるの目的を以常に其効果の著るしきものあるを確信せずんばあらず在監人看讀用書籍の適切なるものに乏しきの今日に當り斯かる良著の出づるあるは余輩深く同情會員諸氏の勞を多とす定價は印刷實費三十二錢にして同情會資より補助する所亦た少からざりしと云ふ

●監獄叢誌

なる命題を下したるの雜誌、近日北海道集治監有志諸氏の編纂に由て發行せられんとす諸氏の斯道に誠意熱心なるは同人皆な仰で師表となす熱心の餘滴、溢れて則ち此の行餘あり其の吾人を樂んで且つ益せしむる所のもの必らず多かるべきを信ず、來れ我が好伴侶、監獄社會、狹ましと雖ども豈に三四種の同業を容るゝの餘地なからんや落ち行く先きは改良の目的に隔てあるものか、卿も劣るな我れも負けむ負けず劣らず競ひ進む、豈に亦た快事ならずや但だ其争ひや須らく君子なるへし

●榮轉の沙汰

山上義雄君、監獄課より出で、島根縣典獄に木名瀬禮助君、秋田縣より入つて警保局内務屬に榮轉せらる二君共に夙名あるの人、榮轉の沙汰、固とより偶然にあらざるなり、藝きには坪井直彦君の兵庫縣よ

り榮轉して内務に入るあり今も復た木名瀬君の此の撰に遭ふを見る余輩は殊に練習所卒業諸氏前途の慶幸を祝せずんばあらざるなり

●有松、坪井の兩氏

有松内務書記官には先きに東京集治監、警視廳及び神奈川埼玉二縣の監獄巡閱を命せられ坪井氏と共に既に警視廳監獄より着手中の處、中途、書記官は宮崎縣典獄聯合會へ臨席の爲め出張を命せられたるに由り巡閱は一時中止となり歸京の上引續き執行せらるべき筈なりと云ふ揃ひも揃ひし緻密を穿ち上手の名ある巡閱官甞らし歸へる所の材料、夫れ果して幾何ぞ

●九州各縣典獄協議會

本月中旬を以て宮崎縣に開かる内務省よりは特に有松書記官を派遣せしめられぬ協議會の模様は次輯に之を詳録すへし

●故前田大坂府典獄

の爲めに紀念碑建設の舉あらんとす小林典獄を始め隔山、永田、細川等の諸氏之れが首唱たり故前田氏の斯の職務に誠實、熱心且つ老練なるの事蹟は今また此に際々するを俟たすして普く我が同人の頭裏よ記

●教誨師會同

西派本願寺に屬する教誨師諸氏には本月下旬若くは來月初旬を以て京都本山に於て大會同を催さるゝ由に聞く是れある哉是れある哉警鐘大に以て叩き破れ此の春の眠り?

●愛知縣に於ける保護事業

保護事業の模範は將さに愛知縣に於て其實施を見るに至らんとす村井典獄千葉教誨師等専ら此に斡旋せられ十中八迄は既に其發表の準備を整ふるに至りたりと云ふ是れ豈に獨り愛知縣の幸福且つ名譽のみならずや

●留岡幸助氏

同氏は此度バ渡米の目的を以て北海道集治監教誨師の職を辭せられたり本月下旬解纜の便船を以て横濱を發程し到着の上はエルマイラの監獄に於て専ら監獄心理學の研究に従事せらるゝ筈なりと云ふ熱心なる同氏の前途、斯道の前途と共に望み春の海の如し國家の爲めに自重せよ

●看守の頭髮

奈良縣監獄に於ては頃日看守頭髮の長さを一定せしめられたりと聽く此のこと北海道集治監に於ては夙

●監獄教誨

柳櫻をこきませて都ぞ春のけしきなる教誨叢書獨り榮へて久しく彼の監獄教誨の動靜を聽かず春の眺めの何處ともなく物足らぬ心地ぞする

に既に實行せられぬりと思ふ是れまた紀律確保の一要件なりと信す

●獄務概則

必行的規程なるは今更ら言ふを俟たず其必行しあるや否やは巡閱官の最も注目して視察する所なるべし

●身分帳簿

今や既に否應なく之を實施せざるべからず自己流の便法訓令に對して可否を許さず

●引率

四人を引率する看守一人のときまでも先頭に立ちて行くところあるが爲め四人は無監督の姿となり何を云爲するかも知るべからず故に先頭に立つは不可なりとの旨を本誌にも記載したるとあり然るに朝夕監房と工場との間を往復する際などには數人の看守ありて視察に缺くるところあるべき筈なければ一人は先頭に立ちて步調を齊ふべきとなるべし萬一外役に出づるとききの如きも亦然り此注意あらざるときは四人の步調不規整となり緩々徐歩するところあり迂回して直路を取らざるとあり随分不体裁なることもなり希くば通常一分時大凡百歩以上の速調を以て運動することを定めたり尙看守も一般に此步調に習熟するを要すべ

きなり

●園圃

往時は監獄構内に花卉の庭園あり春夏の間は爛熳たる艶色を見たる場所もありたりとか云へり又中には菓樹を栽培し甚しきに至りては家禽を飼養する向もなきにあらざりしと聞けり固より是等は舊時の夢物語とも稱すべき事柄にして今の世に現在すべき謂れなければ予輩も幸にして忌憚するとなく直筆し得るなり今更事新く説き出すにも及ばざれども梅櫻桃李の如き又は杜若女郎花の如き總じて艶麗なる花は四人をして妄念を惹起せしむるの害あり其他紀律上より着眼するも餘りに感服すべき談にあらず菓實に至りては一層直接なる弊害あり皆監獄の爲めには禁物なりと謂はざるべからず養蠶に至りては其害最甚し獨逸の監獄規則にも監獄内にては家禽を飼養すべからずとの明文あり由りて察するに往昔随分かゝる弊害もありし者なるにや同規則には飼料を自辨して飼養することも許容せずとまで細察に規定せり注意周到と賞讃すべきや將た是等の明文を實際必要とするを懇笑すべきや畢竟監獄内の事といへば世人の疑惑を招き易きにより所謂痛くなき腹を搜ぐられざる様に

し無定役者の運動は一分時百二十歩を以て定則とすべし

●繃帶

野心ある四人は繃帶を好む何故に然るか物品を其間に包藏せんと欲すればなり新入囚若し繃帶を施し居れば搜檢の際必ず解除して精査すべし又工場より破監の利器等を監房に持込まんとすれば故らに負傷して監獄醫の診察を請け中には些少の創傷なりとて自身手拭を以て傷所を包みなどする者もあり特に注意すべきことにこそ新任看守諸君の爲めに敢て一言す

●管財人

禁治産の付加刑ある四人にして土地家屋公債證書株券等の財産ある者は刑の執行の當初管財人を定め置くべきものなるべし然るに實際往々此等の手續を経ず向來家道衰頽して土地等を賣却せざるべからざる場合に迫り親族より委任狀の回送を請求し來るとあり爲めに無益の手續を要し殊には往復の中に大切なる時機を失し多少の損害を招くに至ることもあり無智者の爲めには氣の毒千萬の次第と言ふべし管財人の事は當然裁判所に於て處辨すべきものにはあるべけれども尙念の爲め監獄に於ても相當の注意ありた

どの趣意なるべし何地も監獄は疑惑の府なるかと思へば歎息の外あらざるなり

●押丁賄賂を収受して官吏瀆職罪に擬せられたるの判決例

押丁は官吏なるや將た監獄の傭人なるやの問題に付ては屢々其議論あるを聞けり而して茲に名古屋控訴院に於て押丁か監獄監房を警守中刑事被告人より贈物を受んことを約し其親屬に密書を送るの周旋を爲したるの事件檢事の控訴を審理の末押丁は監獄の傭人にして素より官吏にあらざるのみならず明治廿二年内務省訓令第二十九號看守及監獄傭人分掌例に於て監房警守の受持は看守の職務に屬し押丁の職務は各其の場合を規定しありて看守の職務を代理すべき資格なきものなれば本件は刑法第二百八十四條に該て處分する能はざるは勿論刑法上罰すべき正條なきを以て無罪を言渡すとの第一審の判決は相當にして檢事の控訴は其理由なしとの判決に對し檢事長より上告の未明治廿六年十二月三十日大審院に於て押丁と雖も看守の職務を代理するに當り賄賂を收受すれば刑法第二百八十四條の罪を組成すとの判決ありたり其理由とする處は抑も刑法第二百八十四條は官吏

其の所屬官廳の關係事項に於て他人の囑托を受け賄賂を收受し又之を聽許したるものを罰するの條規にして必しも其官吏の擔任事件のみに止らず且つ明治廿二年内務省訓令第二十九號に看守押丁の分掌する處各其規定ありて監房警守の事は固より看守の職務に屬すと雖も現に押丁にして其警守の職に當りたるものハ即ち之をして該の職を代理せしめたるものなり蓋し其の代理の事に付てハ同訓令中文なければは是全く行政上一般の便宜として其の上官に於て彼是共助の便益より之を是認したる處たるや又疑を容れず果して之を禁止するの規定なき限りは之を以て背法の處置と云ふを得ず故に其監獄警守の職に當る者は執務上必ず其責任なかるへからず本件被告か押丁奉職中監房警守の際其在監人より贈物を受ることを納し親屬に密書を送るの周旋を爲したるの事實は原院の認めたる處たれば之れ即ち刑法第二百八十四條に該當するものにして斯る不正の所爲あることを認めなから猶律に罰すべき正條なしとして無罪を言渡したるは不當の判決にして檢事の上告は其理由あるものと認め原判決の法律適用の部分と破毀し直に大審院に於て判決するに被告の所爲は刑法第二百八十

延ひて此弊風囚徒に及び現に勘査會の結果を聞知し云々せしが如き事數々ありしと云ふ之れ必竟黨派軋轢の極斯る事柄を囚徒に迄洩らす者あるに至りしならんか昔井典獄は早くも之を察知し戒護官たるものは正當の紀律を遵守して論議するは敢て妨げなしと雖ども囚徒を改過遷善せしむる要路にありなから今日之の如く司獄官として最も忌嫌す可き黨派樹立同僚疾視の弊習ありては到底各自其任を全ふするに能はざるのみならず一たび此内部の模様他に暴露せんか本監の体面を毀損すると尠しとせず要するは戒護官たるものは所謂異身同体一致和合に出てさる可らずとて或は演說に或は一個人に懇諭する事諄々として倦まざりしかば其効空しからず最早今日は此の弊風一洗し所謂一致和合の實を見るに至りしものゝ如し是に於てか囚徒に對する弊風も共に消滅に歸したりとそ次て其改良事項の二三を掲げんに
一囚徒へ賞表を付與するには毎月勘査會を開設して之を決定する規定にして從來付與人員月々多きは百二十餘名少なきも五六十名なりしか之れには種々の原因あるも戒護者黨派の關係より自然増加するの結果を來し頗る濫賞の弊ありたれば之を受く

四條に該當し尙不正の所爲を成したるものに付一等を加へ重禁錮六月罰金十圓に處すと言渡されたりと聞く

●三池集治監近况一斑

三池集治監にては近來着々監務を改良し大に其面目を改めつゝありとの事は嘗て聞く處なりしか今其模様の一斑を聞くに昨年菅井典獄赴任以來専ら部下の吏員を獎勵するに今日の司獄官たるものは從前に於けるか如く舊慣を墨守し徒らに姑息偷安を事とする時代にあらざる旨を以てし自から獄務改良を企圖するに熱中するのみならず又努めて吏員の意見を叩き其意見にして理由ありとせんか直に審議討論を盡し愈々利益ありと認むる場合は採て以て之を實施するに少しも遲疑する處なし故に氏の就任以來未だ僅々一ケ年餘に過ぎずと雖ども既に改良を遂けたる事項及整理の緒に就きたるもの枚舉するに遑ならずと云ふ殊に同監は從來一種謂ふ可らざる弊風ありて三百の吏員各々黨派を爲し公然若くは隱然事實の有無をも深く究めずして互に攻撃誹謗するの習慣あり爲めに紛議の絶間なく殊に看守相互間の疾視一層甚しく戒護上幾分の騷擾は斯の如き紛雜の爲めに奪はれ又

る囚徒も左迄喜びす甚しきは受賞表者を却て賤しむの風ありしかは漸次之を矯正し目下は毎月二十名前後に減したるも之れか爲め囚徒は不平を抱くものなきのみならず其公平を歡喜せる者の如しと一看守の昇級に就ても從來苦情多かりしかば第一着に之を改正し普通は拜命順則ち古參の者より順次昇級せしむる事とし病氣引懲罰度數等の多きもの又は賜暇其他當然休暇せし日數と雖ども其多きものは次期に延はすの方法を設けたるか如き最も公平の處置をなしつゝあれば近來看守に於ても一人として不平を唱ふるものなく誠ふて職務に勉勵なし居れり
一作業上に就ては最も從來不整頓の事多く其一二を擧ぐれば孰れも人民の請負にて則ち隨意契約とし料定等も密ならず殊に桶工大工の如きは固より料定なく亦た之を督促するの方法もなかりし爲め通常人民の二日間にて出來し得べき物品を四五日間も費して漸く出來せしめ而して之を直に官用に買上るにも正當の評價なく甚しきは授業手さへも之に預らず商人より代價を申立つる儘買上げ來り爲めに凡二圓位の價格の者も五圓内外にて現に買上

せざるを得ず社會に存するときは政事否な監獄は其方法を設定するの必要なければなり論者の説の如く懲戒或は感化は相俟つものゝ如く懲戒も必ずしも一致すべきもの云ふべからず感化なるものは犯罪の行爲のみを俟つものにあらず長民と雖も常に必要にして一日も苟且に付すべからず乃ち却時より感化力の強弱なるものには犯罪極めて僅少なを見るべし之れに反して懲戒なるものは犯罪の行爲あるにあらざれば必要ならず故に感化なるものは宗教道徳の動にして之れを社會の責めし懲戒なるものは之れを政府の勤めとして専ら監獄の責めに歸するは理の方々に然るべき處にして字内列國一般の通義にして又動かすべからざるの道理存すればなり論者は不定刑期主義の根據を明示して曰く國家自ら悠久其性命を安全に維持せんとせしめば國家は自己を防衛せざるべからず又曰く國家に於ける各個人を保護せざるべからず云々を果して然らば定刑期を實行するの主義と敢て毫も異なる處なし又論者は定刑期の二大故障なるものを列擧せり

第一監獄にして其目的を達し犯人を滿期以前に改悔せしめたりせば(中略)何時迄も拘禁するの必要あるべし之れをいもありせしは恰かも入院したる患者を全癒の後ち尚ほ留院せしむるものど何う撰まん當人の不幸は勿論國家に取りて此程不經濟なることなかるべし

第二定刑期の如くならば有期徒刑十二年に處せられたるものにして十二年の刑期終るも尚ほ改悔せざるものありせしを如何此者をも法律の明文に據れば社會に放免せざるを得ず然らば刑の目的たる社會自己體の防衛と社會民の安寧を維持し得べきか(以下略す)

第一に付ては深く論ずるを要せず何と云はれは現に我國に於ては特赦の制あり(特赦に付ては制限ありて全く論者の説と一致せざる處あるべし)既に改悔したるもの云々(論者の必要ならんはなり然れども今の懲戒法より尚ほ進んで寛大主義を採らんとすれば再犯者の數を増すと今より益々甚しからん余は遂に再犯以上のものを一て終身牢獄の厄分物たるを見るのみ論者は又曰く犯罪の多數は精神上薄弱にして病的乃ち身體器關の不發育及び缺損に歸因するもの多し然らば犯罪にも亦一種の天刑病(血液不潔遺傳)ありて彼等是如何に治療を施すも到底全癒すべからざるものあり又俗に持病と云ふか如きものあり是れ亦容易に全治の期を見るに能はざるものあり之等のものに對する藝術に至つては庸醫と雖も之れを根絶より治するの術を施せざる何と云はれは其生命を愛すればなり然らば如何にすべきを只其甚たしきに至りさらしめんか爲め發作時に於て一時之れか手當を爲し措くに若くはな不定刑期主義に依れ終身之れを病院に留め置かざる可らず其不經濟なると果して如何ん爰に至つて不定刑期説の所謂大醫コツボ氏の藥液たるの新効能あるや否や余は其可なるを知らず凡そ疾病の痼疾にして容易に治療すべきものにあらざるとを知つて甚しき發作を防禦せんに醫師の治療よりも病者自ら平素の加養を證しませざるべからず醫師は加養の方法を實行し若くは病者に授くることあるも本人之れを證せずして病再び發するときは又入院せしめざるべからず其加養に便利を與ふものは家族にあり(尚ほ社會か刑余の人に)醫師にあらざるは(監獄の關する所)感化なるものハ監獄の本領にあらざる之れを應用するは一つの變則なり變則は之れを用ゆるに愈々大なれば監獄の本領を浸奪せざるを得ず乃ち監獄の獨立を害するや知るべきなり犯罪の強癪盜詐偽の如きは天刑病持病の如きありて容易に感化せざるものあり終身感化せざるものあり然るに尚ほ監獄を以て懲戒或は感化と相俟つて始めて完全のものなりとすれば現今の刑法及び獄則を其根柢より改革するにあらざりて唯だ一時の理論を逞むるのみにては決して其の效果を見る能はず若くも論者の説の如く不定刑期と云ふ感化主義を遇因上

も之れを病的に解釋し若くは經濟的に解釋し來りながら又つて其迷誤を招くに至つては異議なきを得ず

第二に付ては犯罪を理論的に解釋し來つて實際に誤まりを招くのみならず第一の經濟的の理論と相矛盾せるを覺りざるものゝ如く今之れを概括して論せんとす凡そ人の幽昧裡に存する後悔したるや否なを知ると極めて難し不定刑期説に因れば彼の殺人罪中一朝の怒りに乘り闘争人を死に致したるもの始めより殺意なきを以て對手人の死を見るや恐怖愛憐交々心裡に往來し愛憎措け能はず乃ち死尸に臨んで號泣罪を謝するものなきにあらざらず如斯ものは直ちに改悔したるものと放免せざるを得ず然れども社會人の大多數は如斯殘忍の行爲者を社會に容るゝとを欲せざるのみならず恐怖止む時なかるべし然るに論者の説の如く監獄の機關手に典獄に如斯權を付與すとすれば典獄は少くとも社會に對し他日如斯所爲に習はしめず之れを防衛して再び爲さしめざると其犯人の改悔したることを保證するの責めを負はしめざるべからざるのみならず吾か大阪監獄の如きは四千内外の囚徒を有せり典獄は其各囚に對し信心悔悟したるや否なを知ると極めて容易ならず然れども論者の説の如くすれハ典獄は尚ほ之れを保證し得べき丈の明なかるべからず乃ち尤も巧みに欺むく者は手段を以て行ふの餘地なからしむるの明なかるべからず或は云はん既に改悔したるや否なを知り特赦を行ひ得べきものたるを知るの一方には亦改悔せざるものたるや否なを知る能はず云ふの理決して之れなしと余は之れに對して云はんとす既に特赦の制ありて之れを獎勵するも其特赦の恩命に浴するものは僅々百中の一つにも當らざるを以て之れを見れば單り感化其方法を得ざるのみならず懲戒も亦其實を得ざるものなきにあらざる論者の説の如く懲戒にして其効を奏せざれば感化何くにかある然るに感化主義を採るものゝ弊として遇因性方法に失するの弊あり現

に注入せんとすれば感化に必要な構成及び人物を採り若くは養生せざるべからず然るときは之れか費益益々増へざるに至るべし論者は不定刑期説の信理なるを論ずるとき雖も監獄の組織を以て如何に改革すべきや其費途は如何なる方法及び其格を要するやの點に就つては更に論ずる所ろなきを以て吾人をして之れを知らしめざるは遺憾とする所なり抑や救罪術乃ち感化なるものは社會民か同胞相憐むの博愛心とすれば社會の美德と云ふ之れを國家の責めに歸して監獄に應用せんとすれば其獎勵をなすに止まるのみ余は刑余の人を感化するに付て之れを社會の責めとして説あるも不定刑期説には服する能はざるものなり然れども論者は尚ほ余を服するの説あるや否や

●欠席判決受刑者餘罪の爲め拘留中故障期間を経過確定したるもの、刑期の起點

盛岡 下田直亮稿

予は法海漁夫の名を以て監獄事務上法學と關係を下りたる疑問に對し數回意見を草して本紙に投稿したりに賢明なる諸君は杜撰の稿を掲げて貴重なる紙上を汚したるを叱せられざるを幸ざりたり今又忙中間を偷んで拙稿を起草し諸君の正務を乞はんを欲するものあり而して文中難者の言を設くる所以のものは本問の疑點を亦解するに於て立論上便宜の爲めに出づるものにして眞に難者の如き論旨を主唱するもの存するや否やを知らざるなり

茲に重禁數月の欠席判決を受けたる刑事被告人あり爾後餘罪發覺の爲め逮捕監禁せられ同時に該判決の通告を受けたるも其の判決を正當なりと故障期間を経過し後ち數日を歴て餘罪は免訴の言渡を受く然

るに拘留の令状を發したるは欠席判決のあるか爲めあらす。單に
 餘罪の存したるか故なり此の場合刑期の起算點は欠席の告知を受け
 る日に存す可きか將に餘罪免訴の上訴期間經過の日に存す可きかの
 二點本問の要領なりとす

抑も刑事被告人に對し拘留狀を發するには禁錮以上の刑に該當する犯
 罪を思料するものにて且つ少くも左の條件中一の存在するを必要
 なりとす若し然らざるに於ては決りて人身の拘束を執行するを得ざる
 のなり其の條件は如何や

第一 逃亡の虞あると

第二 證據湮滅の虞あると

第三 未遂罪を犯し再び其の犯罪行為を遂げんとするの虞あると
 今本問の欠席判決に對しては此の條件中一も存するものなきが故に
 檢事に於て拘留狀を發し身體を拘束するの必要なきと思料したる
 に於てへ其の犯罪に就ては未だ身體の拘束を受けざるものなり監督に
 拘留せられたるは單に餘罪審理上必要あるか爲めなり然らば則ち刑
 期の起點は無論餘罪免訴後上訴期限經過の當日より其の執行起點を
 始めざる可からざるや夫れ明かなり

難者あり曰く其の拘束は縱令餘罪に對する者と雖も身體の自由を束
 縛したるは彼れの爲めに此れを以て其の結果同一なり
 短んや一身を以て二個の拘束を行ふ可き理あらざるに於てをや且つ一
 個の犯罪の爲めに已に自由を失へば他の犯罪の爲め故に令狀を發せ
 ざるも心身の苦痛を感ずること著し難免の生ず可き善なり短んや逃亡
 隠匿するに非らずして監督に拘束せられながら確定刑の經過を始め
 ざるの道理存せんや若し之れをだも法理に合致したるものとせば已に決
 監人中餘罪免訴後上訴期限經過の當日より其の執行起點を
 始めざる可からざるや夫れ明かなり

若し一時的に拘留の令状を發し、或は罰金刑の執行を以ては、
 監人中餘罪免訴後上訴期限經過の當日より其の執行起點を
 始めざる可からざるや夫れ明かなり

第二難者の曰ふ如く確定と執行とは區別を要すとは一概に論定を下
 すを得ず苟も之れを執行するを得ざる事實即ち第一難者の唱ふる逃亡
 隠匿等總て之れが執行を爲すを得可からざるに於ては不得止執行を爲
 すを得可からざるへと雖も社會は一方に於ては當該人を拘束しな
 かり社會も見て正當の刑なりと受刑者も亦だ正當の刑なりと信じた
 る然かも確定容易に動かすへからざるの受刑者をして未決人となし待
 遇すべきの理萬存せざるなり若し檢事に確定後直ちに執行の指揮を爲
 さんるに於ては第二難者の唱導する如く餘罪確定の日より執行せし
 むるより他に道なる可しと思ふす然れども之れ法律の本旨にあらざ
 るなり

以上の疑問は實に事實の存在せしと否やは學術攻究上之れを確
 するの必要なきを以て予は只た一の疑問として讀者の教を乞はんとす
 るものなり

● 四人書籍看讀に就て

南筑 有明 漁夫

監獄は心腎患者を醫療する處の病院なり司獄官吏は疾病の起因を診察
 一藥石を病根に投するの醫師にして其藥石の配合診脈の術其宜しきを
 得れそ如何なる難患重病と雖も全癒し再び強健無恙の人たりしむる
 を得るも若し其術宜しきを得ざらんか曾に之れを醫するを得ざる而
 已ならず却て病魔を増長せしめ終には生命を失ふに至るも知る可らず
 司獄官吏たるもの夫れ深慎せしめて可ならんや

今や世人職務の重大なる所以を知り新聞に雜誌に再犯防遏の方法
 として出獄後生計保護を論究せり生計保護は國家行政上の最要務に

る可からざるに至らんすとす

之れを難するもの、説に曰く刑の確定と執行とは大に區別を要するも
 のにて確定すれば直ちに執行を始めざるを得ざるものに非らず今
 上訴中未決拘留を受けたるものへ其の上訴の正當なるに於ては固より
 前判決の日より起算す可きは正に其の當を得へと雖も其は其の犯
 罪の爲めに身體の自由を拘束しあるか爲なりと雖も若し拘留を存す
 るの必要なきを以て放還自由を與ふるに於ては當然入監の日より刑
 算す可きは言を待たず本問の拘留は餘罪の爲めに欠席判決に對
 しては放還自由を與へたるに始ると擇ぶ所なきものと云はざる可から
 ず若し餘罪と雖も拘束せし受くるに於ては彼此同一なりとの論鋒を
 下すを得るものとすれば一人の爲めに私擅監禁を受けたるものも亦
 刑期に算入せざるを得ずとの論理に歸するに至る可し何ぞなれば欠
 席判決より觀察するときは其の拘留へ何んの關係も有せざるを以て其
 の効果一人の爲したるものも他の犯罪の爲めに發したる令狀も其の
 拘束の點に於て法律上の關係を有せざるに於ては同一理なればなり且
 つ已に決監人中餘罪の爲めに一時拘留監に轉付せしめたる場合は已に刑
 期の起算を始めたる後なるを以て法律の正餘なきに於ては行刑を中斷
 する能はざるか故なりとす

予は夫に於て第二難者の論旨に賛同を要せんとするものなり然れど
 も左の數點に區別するを要す

第一 上訴期限中は刑期に算入するを得ず

第二難者の曰ふ如く餘罪の爲めに拘束を行ふたものにて欠席判
 決の爲めに令狀を發したるものと云はざるを得ざるなり

第二 確定後は直ちに檢事に於て執行の指揮を爲し餘罪の爲めに

第二難者の論旨に賛同を要せんとするものなり然れど
 も左の數點に區別するを要す

第二難者の曰ふ如く確定と執行とは區別を要すとは一概に論定を下
 すを得ず苟も之れを執行するを得ざる事實即ち第一難者の唱ふる逃亡
 隠匿等總て之れが執行を爲すを得可からざるに於ては不得止執行を爲
 すを得可からざるへと雖も社會は一方に於ては當該人を拘束しな
 かり社會も見て正當の刑なりと受刑者も亦だ正當の刑なりと信じた
 る然かも確定容易に動かすへからざるの受刑者をして未決人となし待
 遇すべきの理萬存せざるなり若し檢事に確定後直ちに執行の指揮を爲
 さんるに於ては第二難者の唱導する如く餘罪確定の日より執行せし
 むるより他に道なる可しと思ふす然れども之れ法律の本旨にあらざ
 るなり

漁夫熱考此に至れそ此病根を治するの藥石を研究するの必要を感ず而
 して此藥石は如何なるものを投し如何なる配劑を施さそ可ならんか曰
 く監獄則第三十二條に規定する醫籍の看讀に於て無形的の教育に在り
 然れども該條は看讀書籍の概要を示したるものにて其種類細目に至て
 は當局者の認定に任す故に甲監に於ては是とすする處も乙獄は之れを非
 ざし範圍一定せず長や大畧一定するにせよ普通長民の教育と罪人
 たる心腎患者の教育は自ら其趣きを異にし一種異様な患者は一種異
 様な藥石を投せざる可らず然るに普通出來合の藥石を以て異様な患者
 に投するあらんか或は病勢を補助するの媒と成る可らざるな
 り

故に漁夫は切に望む内務省は主となり修身宗教教育營業に必要な書
 籍を著述し且在來の書籍に付て檢定し品目を定め之れを各監獄に示さ
 れんとす

左すれを治獄者は個人的の關係或は教育の度合其他種々なる關係を省
 察し之れを看讀せしめん是れ疾病の起因たる根本を治する良薬の一に

庶幾んか敢て世の識者に問ふ識者幸に教る所あれ

看守の勤務は隔日二十四時間とすべし

山形市 愛 獄 生

人各職あり其職の異なるに從ひ亦其勤務の法同じからず其職の何たるを問はず時時或る際なく間斷なく息なく勤務に従事する能はざるべし労働の難易輕重亦斟酌せざる可からず四肢體魄の培養、精神の慰勞、寢眠時間等當然からざるハナシ、見よ一般官衙の吏員は旭陽既に東嶺を離れて後夜風揚々徐ろに參勤するに非ずや然るに看守の出勤は陰陽暗々人未だ安眠中に忽々駭々裝束して見々たる辰星を友とて早勤す見よ一般官衙の吏員は日未だ西没尚遠くして歸宅す妻子の囁語赤手に懸着して歡樂膨脹するの餘餘時間あるに非ずや然るに看守の退散は衆星赤天に歴顯して暗く妻子は延頸門戸に伺候す或は愛子は倦厭寢床に臥して其愛顔を弄するの餘暇なきに至る而して翌日の早出勤運刻懲罰の念効々として安からず些々たる寢眠時間に氣息するの苦慮存するのみ、見よ一般官衙の吏員は暑中炎熱を避けて凡う一ヶ月間、無事安樂に消光するの恩恵あるに非ずや然るに看守は斯の如き恩恵なく終日銳意只社會の爲め國家の爲め兇囚を戒護防衛、熾熱炎酷を厭はず油の如き粘汗を流して其職に従事す、見よ一般官衙の吏員は土曜半休日あり日曜安息あり加ふるに新年の如き亦思暇ありて宜しく妻子眷族と共に滿腔の祝福笑顔を含みて超俗去欲酒珍肴を擧げて絃歌舞踏雀躍して萬歳を唱ふ然るに看守は職務鞅鞅のみ其職と共に年賀の狀を表するに過ぎず、嗚呼何ぞ夫れ多忙なるや國家に對し特種の大名譽の職と舉得せらるるも労働に限りあり絶對的不撓の者に非ざれば此舉得に酬ゆる能はざるに至つては當局者の不面目のみならず監獄の實功動もすれば

の風に熟知する所なり尚因人動作時限表に照して詳諭せんか彼の尤も長日にて炎熱強盛なる六月七月の兩月は起床午前四時還房午後七時三十分なり、左すれば晝勤看守の至く勤務時間十五時三十分たるを知るべし而して出勤時間は遅くも二十分前若くは十五分前にせざる可からず又看守任所は監獄を離る、凡う五町と假定せんか迅速に歩行するも十分間を費すべし、朝時時間亦十分を要す其歸宅するや固より身體疲勞し居るを以て入浴せざるを得ず(毎日)非ずとす(此)入浴時間十五分を要し次に喫飯時間亦十五分を費すべし酌量を舉ぐる者は亦若干の時間を要すべし(酒は進めずとす)左すれば彼は通計一時三十分は即ち出勤前後に要するの必用時間あり(最少數に見て)之を晝勤時間に加ふれば我家を出て、我家に歸る迄は始んど十七時間てふ長時間を経過する割合なるを以て寢床休憩すべき時間は僅々七時間を除ますのみ到底一般官吏の如く散歩運動の如き望むべきに非ざるあり然るに皮想論者は七時間の餘餘時間を以て少小に非ず充分終日の疲勞を慰養するに足る、其餘の時間は無益の遊樂放肆の贅澤時間なり監獄看守の者髪も求むべき者に非ず否與ふべき者に非ず又局外者は亦曰く晝夜二十四時不休不眠に服務するは人身不適當有害にて衛生上避くべきなり晝夜分勤法は適當に且終日疲勞萎靡の精神を復活するに有効なり然り人の睡眠時間の長短如何に於ては諸説多々紛々或は二時間に足ると或は五時間に非ざれば不適當なりと八時間休憩を要せざれば不足なりと衛生家の論端を啓く處なり、是れ唯一時の理論的偏傾説にて實地に活用するに足らず一ヶ年三百六十五日絶えず勤務に鞅鞅する看守の如き決して耳染に通ずる所以に非ざるなり、宜しく職務の状況を看破したらんには其當不當を窺ふを得ん而して奉職者其人は單身者なれば格別一家の戸主たるもの夥多ならん此等の看守は家事の係累に付き多少の用務あり若し來客あれ亦應接時間等もあるべし然らば論

論なるも晝勤夜勤の分勤法は其當を得ざるを論じ當局者の贊成を請ふの微意を吐かんとす晝夜分勤法注論者は宜しく反省獸味熟思咀嚼して隔日二十四時勤務の適實なるを知れ

讀者諸君も知らるゝ如く兩三年前迄は隔日二十四時間勤務にて皆其適當を得し敢て異議を挟むものなく不平を鳴すもなかりに監獄改良の喧嘩と共に全國監獄中十中の八九は晝夜分勤法を行ふに至れり其理由を問ふに曰く故獄務顧問セーパツバ氏の首唱に據る或は曰く二十四時勤務は長ふて身體の労働之に價ふ能はず或は曰く晝夜引續き服務せしむるときは精神萎靡不活潑なり不活潑の腦髓を以て劇務を鞅鞅せしむるは過酷なり或は曰く晝夜其人を異にし従事せしむるときは事務熟達の効ありと故に監獄改良の今日に於ては是非晝夜分勤法に依らざる可からず是皆晝夜引續き身體を鞅鞅せらるゝより寧ろ晝と夜とに分制すれを労働少なりと懸断する消極的理想論にて積極的の實地論に非るなり請ふ「理想に馳せんよりは寧ろ實地に徹せよ」その金言を主筆とす其當否を檢案し分剖詳試せし晝夜分勤法を却て、身體労働の不價、精神の萎靡不活潑、事務不熟達の結果を來たすべし

余晝夜分勤法の時は各監獄に於て種々異なるべしと雖も其一班を聞く所に據れを出勤時間を以て晝勤看守は夜勤看守に交代し夜勤看守は還房時間を以て晝勤看守に交代するなりと或は起床と還房時限とに拘はらず一晝夜二十四時を平分し毎日午前六時と午後六時とに於て交代する所ありと而して晝夜分勤交代(晝勤看守守たりも)は十日若くは十五日毎の方法を取りたる處ありと其時限の何れよりするに拘はらず前者の晝勤時間は少くも十時間を下らず長きは十五六時間の長時間を経ざれば我家に歸るを得ざる割合なり後者亦推知するを得ん観々勿々晝夜分勤法は已むに疑義も尙なざるは其任に當る者の謂ゆる必ず晝夜分勤法に非るなり、是を觀て知らん僅々七時間の價ふ所に非ず且十七時間に受ける身體の疲勞精神萎靡の脱却消去すべきに至らざるや明かなり、皮想論者は又曰く十七時間の疲勞大なれば二十四時間引續きの勤務尙其勞を重ぬる所以に非ずや然れども論者は循環已むなき前より受け來りたる不脱却の疲勞と我家に立歸り充分疲勞を休養慰樂するの暇なく翌日の早出勤に汲々たるの状況を洞察豫見せず豈酷ならずや看守は社會一般人民より撰拔せられたる奉職者なり一種特種之奇人に非ず外種之身體機關を有するに非ず金造物に非ず癡起動作勞逸苦樂の點皆同一なり、余輩は彼の志願書を懷いて採用を求め典獄が親しく宣言する所の誓約書を呈出し他念なく職務に従事すべしと自任せし以上は決して他の行政官吏と同一一體比較の餘暇を求めしむるを欲せず散歩運動飲樂歌逸の不必要時間を嚴禁し一家の係累を絶たしめ來客謝絶の門表を掲示せしめて以て一身を犠牲に供せしむべしと雖も限りある身體の之れに伴隨せざるを如何せんよ無理無體に服務せしめ嚴命酷令を以て只に精神を撻撻せんとするを勉め看守に於ても強めて活潑の氣象を煽起達せんと自動するも身體其者の之れに隨はざるを如何せん余仄かに聞く理想は實地を勝つ能はず一て先きに行ひたる監獄も亦從前の通り隔日二十四時勤務に改めたる所ありと是非晝勤夜勤の不可なると明々にて帝に妄言を吐て反對を試みるに非ざるあり

故獄務顧問「セーパツバ氏」は何人ぞや監獄學に通曉し能く其經驗に富み、能く其理に熟達し能く其道に明瞭なる人なり然れども日本人に非らず日本監獄に於て看守を奉職したる人に非ず實際其身に受くる労働の多寡輕重の眞味(夢)にだも知るに非るなり、故に氏か晝勤夜勤は可なりと首唱したりとて徹頭徹尾之れに従はざる可からざるの理なるべし監獄改良は監獄其者の改良にて看守の勤務時間を改めざるも其改

六十一

真に妨げなきなり
 以上余輩は書勤看守に取りて過勞の極點を示し吾人の身體之れに伴ふ能はざるを證せり且雖も讀者諸君も知らるゝ如く監獄の勤務は長日の候には晝勤時間永く短日の期節には夜勤時間長し故に短日の期節には夜勤看守の働勞繁雜晝勤看守と著り軒輊する處なきなり然るに隔日二十四時勤務と爲すときは其時間長きか如し雖も是れに伴ふ休息時間亦二十四時間曠々として存するか故前日の疲勞全く消散失却し翌日の早勤快々然として職務に従事し活潑の腦髓を以て劇務執筆少くも差迎なり加之如斯曠々たる暇暇存するときは其職務に必要な文武講習を爲すを得るの時間あり又各看守の勞逸平等均一の効果を呈するなり何とされし身體に交くる所の勞働は常に一晝夜の自負なれば職務熟達之點亦生ずるを得ん晝夜分勤は常に勞働の重疊し居るか故に顏色憔悴肉身勞勞視るに氣の毒なる状態を呈せり何ぞ監獄改良を計るべけんや如何に監獄看守は岐嶮なる規程を守り上官の命令に黙従すとは謂ひ飽迄も不適宜なる勤務法を行はんとは豈敢て執の至りと謂はざるを得ず故に余輩は斷言看守の勤務は一晝夜二十四時勤務と爲すべし晝夜分勤法主論は以て如何とすか

● 在監人に對する外來の信書告示方に就て

天下放言生稿

抑も在監人(人)は格別(人)に對する信書の檢閱及發附付與は典獄の主權に屬すべきは已に監獄則第三十四條に規定する所なり果然らば典獄如何に事務の多端なる檢閱の繁雜なるにせよ蓋に主權を下僚に放任し自から之れを顧みざるが如きは現時監獄社會に聞かざる事實なり然りと雖も之れに類する取扱を耳にするか果して何ぞ曰く在監人に對する外來の信書(檢閱)に就て付與する取扱則ち手續の一事是れなきなり(典獄)推然小説的之れを論議し以て聊か顧慮するなきに至りては實に現世監獄の真相に耻づべき事柄にあらずや嗚呼我國憲法は如何に規定せしや信書秘密は人權の貴重すべきものなり法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さるゝとなきを依之考數せし余が以上擧言する所は如何に自由を制限せられたる囚人と雖も彼れに對し充分なる信書秘密の貴重すべき人権は飽えて之れを保護し家護は成べく之れを掩ひ私秘は務めて之れを避け與ふべきに注意せざるをや元んや斯くの如きは夙に囚獄官諸士の治獄上最も注意し最も謹むべきの要件たるを知らざる乎處斯の謹むべき注意すべき必要の事實は余が常に一に監獄の狀態として視るべき實況なるを三省せよ當局の諸士以て如何とす

● 巡查看守給助例中年金停止の場合に就て

解圖 平田嘉兵衛

巡查看守給助例第九條に年金給助停止の場合を規定し其第一號に「俸給を受くる官職に就きたるとき」とあり右官職ある文字中には押丁の如き者をも包含するや否に付積極、消極の二論あり余は之にか當否を判斷するに先ち該條に所謂官職なる語辭は如何なる意義に用いられしか其意義の範圍如何を究むとす何とされは官職なる語辭の意義に於て一定せば本題の當否は自ら明白なる順序に到達すれをなり凡う國法上官職なる語辭は官吏か國家の公務を執行する一定の職權を指示したるものと解釋するは普通一般の觀念なり而て一定の職權あるものとて國務の執行を任したるものは國法上判任官以上に限るものとす然れども這是國法上官吏たる職權の範圍を畫定し以て責任の飯屬する所を示定したる形式的觀察に於て主として官制等の法文に使用されたる場合に適當する解釋なりとす職に該例に所謂官職なる語辭如何と察するに職權の示定に關し使用されたるものにあらざれば勿論

書檢閱の範圍を擴充せしめ下僚に一任するか如きは假令は司獄官吏として一般に知得せざるべからざる利益則ち必要ある場合又は遇囚上特別の條件(余は其實況(手翰告示)を)を觀察するに在監人に對する情書取扱(傳達)は専ら一部の看守長に一任せし者の如く見聞するのみならず當局者も恬として之を下僚に放任せしは實に信書秘密を(自由)にられ(囚人)侵害するの最も杞憂すべき事柄にあらざるなき乎(典獄)檢閱權を擴充して下僚に放任するの不可なるは已に小川岳洋先生(編纂)の監獄法講義に就て見るも明瞭にして余が多言を要するの必要なく今一步を暫く當局者に借し看守長か外來の信書を在監人に傳達告示する手續に就て之れを觀察せし或一場若くは尋問所等に受信者を申出さず不規律にも三々伍々遂に制限なく十數名團圍群集せしめ毫も之れが區別をなさず傳達告示する所の看守長は敢て他を憚るなく聲高く受信者の任所氏名及信書文意行文の文字に就て詳細漏らすなく朗讀し而て彼に聽かむ(自から讀む)之れを聽くものは固より普通教育なく目に一丁なき者多く最初に於て自分に信書を通讀理解する能はざれば充分信意を會得せんとを待つ熊あり傳達告示する所の看守長は其能を知りつ(否)あるにも拘らず無鈍著に聲高く假令は東風微暖を送り氷雪融解四方山々春色を呈し唯さへ室中に蟄居し難き節と被考候聞く頃日君は斗らずも法網に罹り獄中に歌吟せらるゝ不幸と……………と朗讀するも受信者に於ける何んのとやら皆無受信者の眞意を理解するに苦むとの多く時とては一家の醜惡を他因多くの面前に於て公然揚言せる汗背を濕すか如き或て夫婦間の情離濶かに己れを愛するの切情を聽き知らず慙愧の態あり時に隱謀詐欺に巧みな習慣犯者之れを機と出獄後再び犯罪を醸生するの好目的となすが如き言はゞ一種の弊害を惹き起すと他日喋々として其の事蹟を發見するに足る斯くの如くんぞ蓋し信書の目的は既に其半を阻害せしめありとす傳達する所の其者自らは敢て了るなきか(信書の必要)意氣

殆んど無限の總稱語として使用されたるは文法上之を該例の位置より考ふるも敢て疑を容る(へき余地)なり抑も該例の趣旨は巡查看守の職務を以て安固の地位に置かしめむとの獎勵法に出たるものにして其既に年金權を獲得したるもの、例より見れば恰も養老賜金の類に屬し老後の余生を以て保險を附せられたるものと云ふも不可なけむ年金の恩賜已に老后余生の給助なりとせば國法は最早國家の公務に堪へざるものと推定して其職を免したるものなりと云はざるを得ず然るに再び國家の公務に就き其職を奉するに於ては國法が推定したる職務不堪は玆に破れたるものと云はざる(へからず)已に職務不堪の推定に於て破れんか給助を停止するは當然なり何とされは職務不堪の推定は年金給助の原因なるに其原因の推定に於て破れたらんに結果たる給助の關聯すべき理なければなり是故に給助の停止は再び公務に就きたる官の高下職の輕重に論なく苟も國家公務の一部分に於て奉りたらんは總て之を停止するものと解釋せざる(へからず)(議會)の議員其他自治體の公吏は官職にあらざるは勿論混同視する勿れ)是れ余が先づ該例の精神より推究して該條に使用したる官職なる文字に汎博なる意義を包含せしめ以て國法が職權の示定に關し狹隘の意義を附したるものと區別したる所なり
 次に之を文法上より考ふるに該例に所謂官職なる語辭は之を官職以外に公務に對當せしめんとの總稱語なりとす乃ち國務大臣以下苟も俸給を受け一定の職務を奉する政府の職司を總括し之を官職なる總稱語に包含せしめ以て他の國家の公務に従事するものに對當せしめたる境界線なりとす蓋し該條に於て若し「公務に就きたるとき」と立言せば公務は特り官職に止らず他に尚ほ公務の存するを以て官吏は勿論法律上の負擔に因る議會の議員、自治體の名譽職其他國民の義務として強制さるゝ兵役の如きものまでをも包含し官職と他の公務とを區別する能

はさるに至るか故特に「俸給を受ける官職」と明言して彼我の混同を避けるものなり故に官職以外の公務を外にしては残余の公務は總て官職に在らざるはなり是れ該條の官職なる語辭は官職以外の他の公務と區別せんか爲め誤博に使用したる懸稱語なりと云ふ所以なり

官職なる語辭の意義前段の如し然は乃ち押丁は官職なりや否は此論者の生する所に於て余か前段官職なる語辭の辨明も畢竟本問の解答を容易ならしめむか爲め材料として其觀念を惹起したるものなり故に押丁は官職なりや否よ付き更て茲に喋々せざるも前段の説明より推究すれば其當否を判斷するに難からず乃ち押丁も官職の一部なりと云ふんは是れ前段を説述する如く該條の官職とは責任の如何を根據として立言したるものに非ずして官職なる公務を總括して官職以外の公務に對當せしめむとの總稱語に北はなり而て押丁が官職の一部に包含する事實として二十二年内務省訓令第二十九號を以て看守押丁に關する職務の分掌を規定せられ又之を進展する公式として縣名の辭令書を以て、職務上の勤怠も亦看守に準じて之を賞罰する等相當の法規に支配せらるゝを見て明白なりとす然るに消極論者は官職にあらざるの結論をなすに(一)押丁は人夫小使の如き身分なる(二)其給料は地方稅種給中より支出するものなる(三)等理由を以て該條の官職中に包含せざると云へり此論旨は(一)押丁の何物なる(二)官職なる語辭を如何に使用したるかを究明せざる誤謬にして一々之を辯駁するの價值なりと雖も試み之を言はむに消極論者は押丁は人夫小使と視するへざるものなりと云ふ是れ押丁の職務が法律上事實上如何なるものなるやを究めず漠然其名を聞て其職を臆測したる妄想にして固より論するに足らず然れども官職なる語辭は國法上常に形式的責任に關し使用されるものなりとの思想論者の腦裡を離れざりしものなりとせせ深く之を論ずるに非ざるべし

○會告

監獄雜誌代金御拂込は會規の通前金御送付を要すとは勿論に候得共各署集金の御都合に依り實際後金の向不尠のみならず數月御延滞相成會計上整理を欠き困難致候間漸次前金御送付の間に御盡力被下度而して後金御送付の間は後冊分宛御取纏御回金被下候哉此際確たる御通牒に接し度此段特に相願候也

明治廿七年四月

主任 磯村 兌真

集金主任官御中

購讀員御中

然れども俸給が地方稅種給中より支出せらるゝを以て官職に非ずと云ふに至ては其淺濶不審唯驚くの外なり論者は文武官の俸給が國庫より支出せらるゝを見て國庫より支出せられたるものにあらずれば官吏と云ふ能はずとの考へなるか又巡查看守の俸給が地方稅中特定の科目より支出せらるゝを見て特定の科目なきも乃ち雜誌中より支出せらるゝも、如きは官職に非ずとの考へなるか官職なるや否を觀るに俸給の費途を標準として之を區別せむとするは恐くは正鵠を得たるものに非ざるへ一官吏の俸給が國庫より支出せらるゝは事實なり然れども國庫より俸給を受けざるを以て官吏に非ずとすなり地方稅中特定の科目なきを以て官職者に非ずとすを得ず俸給の支出が國庫に屬する否と及特定科目ある否とは専ら國家の財政に屬する區別に過ぎずして官職と否とを區別する標準にあらざるなり元來俸給を受ける否とは官吏たる資格に直接必要なる要素に非ず見よ非職者を彼は何等の俸給を受くるとなり然れども之を以て官吏に非らずと云ふ能はざるにあらざるや况や俸給支出の費途に異同を生するに過ぎざるをや若夫斯る標準を以て之を區別せむか國家財政の如何によりては直に破壊せらるゝに至らむ何ぞなれば一朝監獄費の全體を國庫支辨に移すの時に至らば押丁の給料も亦國庫支辨に屬するは當然にして之れと同時に押丁も亦官職なりと云ふの止を得ざるに至るへければなり官職と否とを區別するの標準蓋し斯の如く薄弱なるものにあらざるなり

●教誨叢書第廿八輯目錄

(明治廿七年四月分) 每月一回出版

○教誨 勤勞と道德 留岡 幸助

○宗 教 克己 原 胤昭

○監獄に於て 悔改めし話 米國 キンボール夫人

○傳 記 蓮如上人御文章

○鳥居彦右衛門 戸川 殘花

○讀史書感 我が日の本 長陽 外史

○日新公教訓歌解 日の本の入種

○勸 話 澤庵和尚弟の方へ遺す文

○天の恵

○理科仙郷 市兵衛記 (挿圖) 天福堂主人

○聯 珠 信仰剛志 確意專行 渡邊 望岳

○讀 方 詠歌格言 濃 川 生

○地理階梯 日本 的山嶽



會 告

●本會雜誌代金取經主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラントヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

●監獄雜誌 壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
 ●全 署內五名以上購讀ノ向ハ 壹部 前金五錢五厘(全)

●一府縣內數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ケ

●又一署內十名以上ノ雜誌代金ヲ取經メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス

●廣告料 一行一回分 金十錢

○雜 則

●監獄雜誌ヲ注文セラル、ハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ

●雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取經主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ

●右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶封ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス

●雜誌代金ヲ送付セラル、ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ

●通運便ニ付セラル、ハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、ハ五厘切手一割増タルヘシ

●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ

●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

●發行人兼編輯人 磯村 兌 貞
 印刷人 海沼 富太郎
 發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶 警察 監獄學會
 支會 東京四ツ谷區荒木町廿七番地 警察 監獄學會支會
 印刷所 東京市京橋區銀座四丁目一番地 博 聞 社

明治廿七年四月三十日發行

(明治二十七年二月廿六日逕信省認可)